

戦時下の豪州小麦輸入をめぐる三井物産・三菱商事

—一九三九～四〇年の内部資料から

大豆生田 稔

はじめに

本稿は、一九三九年後半から四〇年にかけて展開した、オーストラリア小麦・小麦粉の対日・対中（「満州」を含む）輸出をめぐる三井物産・三菱商事の取引活動に関する内部資料を紹介する。いずれも、在米・在豪日系企業の接収文書（米国立公文書館カレッジパーク分館所蔵のレコードグループ一三三のうち三菱商事の小麦・小麦粉取引に関するエントリー六一の資料群（RG133/Entry#61）、およびオーストラリア国立公文書館シドニー分館の三井物産関係（SP1101/1）、三菱商事関係（SP1098/10）の資料群からの抜粋である。¹⁾

一九三九年の西日本・朝鮮の早害は朝鮮米の対日移出を激減させることになり、日本本国の米穀需給はにわかに逼迫した。このため、円ブロック外の仏印・英印から外米輸入が急増し、都市を中心にほぼ全国的に外米配給がはじまった。戦時下の食糧配給を通じて、強制的な外米消費が広がることになり、日中戦争勃発後二年目で食糧事情はにわかに逼迫したのである。²⁾

一方、小麦・小麦粉については、一九三二年にはじまる小麦増殖五カ年計画が成果をおさめて日本国内の増産がすす

み、日中戦争がはじまる頃には国内需要を充足する収穫量が実現していた。^③ただし、輸出用小麦粉の原料まで国産でまかなうことはむずかしく、「内需小麦・外需小麦」の体制が形成された。ところが戦時には、北米・豪州などブロック外からの小麦輸入が貿易統制により制限される一方で、「満州」や華北など勢力圏への小麦粉輸出が増加することになった。大陸に勢力が拡大するにしたがって、勢力圏への食糧供給が課題となっていく。

こうして、国内の小麦増産は一定の成功を収めたが、ブロック内の小麦需給は逼迫しはじめた。^④米穀需給逼迫の画期になった一九三九～四〇年には、主要食糧である米だけでなく、小麦についてもあらためて、大陸への小麦粉供給を維持・拡大する限り、ブロック外からの原料供給が必要となったのである。この事情を、一九四〇年二月の『東洋経済新報』（第一九〇八号）の記事は次のように伝えている。

内地に小麦粉飢饉などの素よりある筈はないし、現に内麦増殖五ヶ年計画の達成この方、既に内産小麦を以て内需は賄はれて余りがあり、その余力は挙げて満・支の食糧不足を補ふ重大役割りをさへ果してをるのである。

けれども、日滿支ブロックに於る需給関係如何の問題となると、到底内地小麦のみを以て賄ひ切れるものでない事は云ふまでもなく、数字的に見ても、実際問題としても、年々多大の供給不足が聊たれてゐるのである。現に、内地小麦の上に未曾有の大増産が示された本年度に於ても、ブロック内の需給関係は依然として逼迫し、夙に満支の食糧不足をどうして解決するかの問題は頭痛の種であつたのだ。それと云ふのも、満支の食糧不足は治安の問題と関聯するところ頗る密接であるからだ。

本年度の日滿支ブロックに於る小麦粉需給関係を大握みに観測して見ると、大約八百万袋からの供給不足の勘定となつてくる。政府発表の小麦実収穫は千二百十一万三千石と云ふ空前のものであつて、これを基礎にした小麦粉輸出余力は一千五百万袋と推算せらるゝのに、尚ほ結果に於て非常な飢饉状態を免かれ難い仕末である。概算表示

の如くなるからだ。

日滿支ブロックの不足勘定(袋)

輸出余力

日本の輸出余力…………… 一五、〇〇〇、〇〇〇

朝鮮の同余力…………… 一、三七五、〇〇〇

輸入必要量

滿洲国不足…………… 一五、〇〇〇、〇〇〇

関東州不足…………… 三、〇〇〇、〇〇〇

北支の不足…………… 六、五〇〇、〇〇〇

差引不足量

ブロック外地不足…………… 八、一六五、〇〇〇

滿洲国は第一次の小麦收穫百二十八万噸の予想から九十万噸へと減産した。自然、出廻り五〇%として千五百万袋の不足は免かれないし、北支は本邦粉の対象となる京津地帯だけに見ても上海粉の輸入不円滑のために結局六百五十万袋の不足勘定となる。この結果円ブロックを通じて見ると差引八百二十万袋の供給不足と云ふ事になる。而も、これは数字的推算に基くものであるが、内地小麦は、実のところ出廻り頗る不円滑であつて、到底予定の如き輸出余力は期待せられない。即ち、ブロック内の供給不足量は右の数字的観測よりも更に激しい結果に陥り(5)そ(5)うだ。

この『東洋経済新報』の記事は、後段で、三井物産が一九三九年一〇月、豪州小麦二〇万トンの長期クレジット付輸

入の契約締結に成功したことを伝えている。⁶⁾ 三井物産シドニー支店が、豪州政府・同小麦局、および日本政府との交渉により、豪州小麦二〇万トンを一、一部現金、一部一年半のクレジットを設定して輸入する契約である。

ところで、この契約締結をめぐることは、契約締結に成功した三井物産シドニー支店（およびメルボルン出張所）とともに、同地で長く小麦・小麦粉取引に携わっていた三菱商事シドニー支店（およびメルボルン出張所）も、同様の契約実現のため交渉を続けており、またこの三九年一〇月以降も、クレジットを設定した小麦・小麦粉の輸入契約をめぐる競争を続けた。両社ともに、東京の担当部局は政府（大蔵省や外務省など）にはたらきかけると同時に、現地のシドニー支店・メルボルン出張所は豪州政府の閣僚や、小麦統制を担当する小麦局 Wheat Boards の要人に接触して、契約締結に向けオファー（「売り」の申込）獲得などの交渉を精力的にすすめている。⁷⁾

北米・豪州から日本を含む東アジアへの小麦・小麦粉輸出は一九二〇年代半ばから活発化した。三井物産・三菱商事などの商社はその取引の主要な部分を占めることになった。⁸⁾ しかし三〇年代後半には戦時経済統制が本格化し、自由な取引は後退することになる。ただし、すでに三〇年代はじめに北米との取引は減少していたが、豪州との取引は三〇年代半ばにも続いており、戦時下にも作柄や支払方法など豪州側の諸事情や、輸入する日本・「満州」・「華北」の側の資金や船腹の条件が整った場合、なお実現可能であった。

この小稿は、戦時下の豪州小麦・小麦粉取引をめぐる展開する、両社の交渉の過程や競争の実態を示す内部資料を紹介する。そこからは、貿易統制を担当する政府関係部局や現地外交官との交渉、東京本社と現地出先の情報の交換、双方の誤解や認識の相異、現地支店・出張所の支援の要請など、交渉に奔走する商社社員の活動が浮かび上がってくる。戦時下の豪州小麦・小麦粉の対日・対中輸出については別稿を予定しているが、資料調査結果の早期の公開を目的に本稿を用意した。

以下、掲載資料について若干説明する。まず、「1」～「4」は三井物産の内部書類である。「1」は三井物産シドニー支店雜貨課が取り扱う主要商品の説明であり（年次は不詳）、豪州小麦二〇万トン輸入、およびその後「引合ニ成功」した小麦・小麦粉（麦粉）・大麦の取引が報告されている。小麦二〇万トンが第一回、小麦粉（麦粉）一〇万トン・大麦五万七〇〇トンが第二回、小麦五万トンが第三回である。いずれもクレジットを設定した輸入であり、三井物産が契約締結に成功した。

「2」は一九三九年一〇月に契約が成立した第一回・豪州小麦二〇万トンの輸入について、三井物産東京営業部麦粉課が積載方法や配船・口銭率・輸送先など実務的な事項について取りとめ、シドニー支店とメルボルン出張所の担当者に通知したものである。

「3」はその取引の口銭が、「国策的色彩」を帯びた「国家的奉仕商内」であるため、「極メテ僅少」なことをシドニー支店・メルボルン出張所に伝えている。冒頭には、三菱商事を排除した独占的な契約となり、新聞報道後、その他商社も含めた「介入運動」が「峻烈」なため、「眠り口銭」*sleeping commission* の設定が当局から指示されたと記されている。東京営業部は「他商介在ノ余地」はないと主張したが、過去の輸入実績を斟酌した政治的配慮がなされたのである。なお、「十一月一日附新聞」については、注（6）を参照。

「4」は、東京営業部麦粉課からシドニー支店に宛てた手紙で、「ソノ功績ハ洵ニ偉大」として契約成功を讃え、あわせて三菱商事などの「介入問題」の経緯を伝えている。また、三井物産シドニー支店の岡田支店長や東京営業部長の努力を評価する『東洋経済新報』の記事を紹介しているが、その冒頭の部分が本稿一〇四頁からの引用部分である。

次に、「5」～「10」が三菱商事の側の内部書類である。政府から二社競合は豪州側との交渉に不利と介入を抑えら

れて三井物産に独占され、苦渋にみちた記述になっている。「5」は、一九三九年九月に三井物産による第一回の輸入契約の動きを知った三菱商事本店農産部が、その後一月に、三井による契約成立にいたった経緯をシドニー支店・メルボルン出張所に知らせたものである。一〇月に大蔵省為替局野田総務課長・外務省通商局第六課朝日領事に「出頭」を命じられ、「一切手ヲ引」くよう申し渡されたため、「諒解工作」に全力をあげるようになった。また現地でも、シドニー支店やメルボルン出張所が、豪州政府の高官や小麦局の有力者との交渉や情報収集、三井物産シドニー支店岡田支店長らによるクレジット設定交渉の動静の調査などに奔走することになる。本書類は一月半ばに、それまで東京の農産部とシドニー支店・メルボルン出張所間を往復した書類・手紙・電報などを参照しながら、農産部がコメントを交えてその経緯をまとめたものである。

第一回の輸入契約に失敗した三菱商事シドニー支店は、その後も豪州小麦・小麦粉の取引契約を三井物産に先行されることになった。「6」も「8」は、三菱商事シドニー支店長菊地四郎が本店農産部に宛てた報告であり、三井の独占が続く事態を分析し、不成功を釈明し、また今後の対策などについてまとめて記している。三月二一日付の「6」では、小麦粉一〇万トン輸入（第二回）も「遺憾至極」ながら三井物産に決まったことについて、豪州政府や小麦局の要人との面談の経緯を報告するほか、米ドルによる支払を三井側が提示したことに「啞然」としたとし、これが豪州側に好都合であったのではないかと推測している。米ドル払いは、すでにメルボルン出張所が農産部に「照会」していたにもかかわらず、農産部から「問題ニナラヌ」との「回答」があったのは「誠ニ残念」であったと記している。ただし、「7」の同年三月三〇日の商務大臣キャメロンとの会談の報告（四月二日付け）では、三井が米ドルによる支払で豪州政府との交渉を成功させたというのは「真実デナイ」とも述べている。キャメロンはポンドでの申込をすすめ、また三井と同一条件なら三菱にも「売ッテ呉レルカ」との問いには、「喜ンデ売ル」と答えたという。五月下旬の「8」は、第一回・第二回

と「ノックアウトヲ喰」ったのに続き、第三回の小麦粉五万トン輸入も三井に先を越されそうな事情を報告している。菊地支店長は、三井が「貿易国策会社ヲ以テ任」じて政府と密接に連絡していること、三井系の池田成彬（第一次近衛内閣の大蔵大臣・商工大臣）・藤原銀次郎（米内内閣の商工大臣）の入閣、三菱商事と提携していた日清製粉の「離反」など、「不成功の「更ニ広く深キ理由」を追求している。菊地は「吾社全体ノ立場」、つまり農産部はもちろん、役員をも含めて対策を講じるよう要請している。また、小麦局・豪洲政府・総領事それぞれについて、現地の対策の要点を述べている。菊地支店長は、「三井ヨリ有利ナル条件ヲ出ス」という農産部の「御要求」は「無理」であり、それは農産部も「百モ御承知」と応じている。小麦局トムソンの「三菱モ内地デモット機敏ニ立廻ッテ貫ハネバ援助ノ仕甲斐ガナイ」という言葉や、秋山総領事の「本取引ハ重要ナル国策ニシテ小麦係員ニ任カセ置クベキニ非ズ、部長ハ勿論最高幹事総出ニテ当局ニ折衝セネバダメナリ」という助言を借りて、本店農産部の積極的対応を要請したのである。

〔9〕は一九四〇年五月、メルボルン出張所長白仁泰から「石渡」宛てに出された手紙の控えである。「石渡虎皮下」とは当時米内光政内閣の内閣書記官長であった石渡荘太郎のことであろう。白仁と石渡は姻戚関係にあった。冒頭二行目にある「電信」とは、〔10〕にある「四月五日某政府大官」への電報のことと推測される。この電報の文面は不明であるが、この手紙から白仁の意図が判明する。まず、三菱商事の小麦・小麦粉取扱のこれまでの経緯と概要、特に戦時期の取引事情について説明している。書面には、政府の処置が「不合理不公平」で「差別的待遇」を受け、「傍観」が余儀なくされていることや、「忍ブ可カラザルヲ忍」ぶ「堪へ難キ苦痛」が吐露され、「政府当局ノ公平ナル御処置」が切望されている。

〔10〕は、菊地支店長の三通の報告（〔6〕、〔8〕）に対する農産部長高橋五郎の回答とコメント、認識などを記した書類である。まず、「マダマダ貴方ニテハ当地（東京）実情ヲ充分御認識下サレ居ラヌ憾アリ」と、現地支店・出張

所の認識のずれを指摘している。第一回の契約にあたり、メルボルン出張所は本店農産部の照会に対し、三井物産シドニー支店岡田支店長の交渉を知らず、さらに否定さえしていたため、その経緯を知る大蔵省為替局野田課長が岡田を「最適任」とするようになったこと、「能力主義」をとる野田課長は「依怙鼠負」ではなく三菱よりも三井が「具体的ノ条件」を獲得したと判断していること、現地シドニー支店・メルボルン出張所は首相ほか豪州政府要人に深く接触する必要があること、有効に割りこむには現地で三井の提示した条件を確認し同条件でオフアーを獲得するしか方法がないこと、現地が小麦局のトムソンらに「スツカリ相手ニ翻弄サレテ居」り「逆効果」でしかないこと、「9」にみた四月五日の「折角」の電報が野田の「憤懣」をまねくこととなり「マイナス」の結果をもたらしたことなど、再三の不首尾に至る諸事情について、農産部の認識が率直に語られている。「8」にうかがえる現地の不満に対しては、とにかくオフアーという実績をとることが「何ヨリモ大事」と叱咤したのである。

注

- (1) 在米日系企業接収文書については、横浜市史編集室編『横浜市史Ⅱ 資料編6 北米における総合商社』（横浜市、一九九七年）解説、上山和雄・吉川容編著『戦前期北米の日本商社―在米接収史料による研究』（日本経済評論社、二〇一三年）ii、iii頁、在豪日系企業接収文書については、天野雅敏『戦前日豪貿易史の研究―兼松商店と三井物産を中心にして』（勁草書房、二〇一〇年）五頁、を参照。
- (2) 大豆生田稔「戦時期の外米輸入―一九四〇―四三年の大量輸入と備蓄米―」（『東洋大学文学部紀要』第六六集・史学科篇第三八号、二〇一四年三月）、同「総力戦下の外米輸入―受容から脱却へ―」（『民衆史研究』第八七号、二〇一四年五月）。外米は、日本米と混合して配給された。
- (3) 本宮一男「両大戦間期における製粉業独占体制」（『社会経済史学』第五一編第三号、一九八五年九月）五〇頁、大豆生田稔「東アジア小麦市場をめぐる国際関係」（上山和雄・阪田安雄編『対立と妥協―一九三〇年代の日米通商関係』（第一法規、一九九四年）二六六頁。「満州」への小麦粉輸出は、一九三〇

年代前半から増加していた。

(4) 大豆生田稔「戦時食糧問題の発生―東アジア主要食糧農産物流通の変貌―」(『岩波講座・近代日本と植民地』5 膨張する帝国の人流) 岩波書店、一九九三年) 一八四―一八五頁。

(5) 「救はれた小麦粉飢饉」(『東洋経済新報』第一九〇八号、一九四〇年二月一七日) 四〇頁。

(6) また、一九三九年一月一日には、『東京朝日新聞』(同日、朝刊、四面)が「濠洲小麦廿万トン三井物産が輸入」と伝えている。

同紙によれば、この輸入小麦は国内で製粉され、「適宜満州・北支方面にも輸出され、食糧問題の緩和にあてられる筈」であった。

(7) 一九三九年後半からの濠洲小麦・小麦粉輸入の経緯については、三菱商事株式会社編『立業貿易録』(一九五八年)が、三

菱商事の業務の概要をまとめている(三二七―三二八頁)。

(8) 大豆生田稔「一九一〇―二〇年代における小麦需要の拡大と小麦輸入―近代日本の主食の変貌―」(『東洋大学文学部紀要』第六二集・史学科篇第三四号、二〇〇九年三月、同「三菱商事シアトル支店の北米小麦・小麦粉取引―一九二〇年代における東アジア向け輸出の拡大―」(前掲、上山・吉川編『戦前期北米の日本商社』)。

* 本稿は科学研究費助成事業・学術研究助成基金助成金、基盤研究(C)「戦争と食糧難―太平洋戦争前後における食糧消費の窮乏化に関する実証的・総合的研究―」(研究代表者・大豆生田稔、課題番号二五三八〇四四六)による研究成果の一部である。

資料(原則として原典のまま記した。適宣、読点を補った。〔 〕内は筆者の注記である。カタカナ表記の語はゴシック字体とした。)

[1] 雑貨課重要商品 SPII01/1/Box#52

(一) 小麦、小麦粉

欧州大戦再発ト同時ニ濠州政府ハ濠州小麦局ヲ設立、スベテノ小麦ヲ a〔c〕quisition シ小麦商内ヲ統制スルコトナレリ、麦粉商内ハ小麦ニ反シ最初ハ各輸出商ノ自由ノ引合ナリシガ、Bunge、Dreyfus 及 J Hemphil (ジャーデン・マチソン、Buying agent) ノ策動ニ依リ昨年来小麦局内ニ Flour Council ヲ設ケ、同 Council ヲ通シテスベテノ麦粉商内

ヲ統制スルコトナリシモ、John Darling ノ反対ニ依リ日本人商社ハ Flour Council ヲ通ゼズ小麦局ト直接引合可能トナレリ

然シ之レハ外商ノ日本人商社支那向（殊ニ北支向）麦粉商内牽制ノ具体的顯現ノ一ト見ルベク、今^後モ日本人商社ニ対スル圧迫ハ益々露骨悪性トナルベキモノト見ラル

此間ニ処シ、当店トシテハ營業部ノ協力ニ依リ日本政府ノ order ト見ルベキ左記引合ニ成功セリ

小麦 二〇万屯 一ヶ年半クレヂット附

大麦 五万七千屯 半額 現金

四分ノ一 一年クレヂット

残額 一ヶ年半クレヂット

麦粉 十万屯 半額 現金

四分ノ一 一ヶ年クレヂット

残額 一ヶ年クレヂット

小麦 五万屯 半額 現金

残額 一二〇日クレヂット

尚外ニ目下七万屯ノ大口小麦引合中ナルモ、國際干係^三付テ感情悪化ヲ辿リツ、アル際、他方濠洲昨年ノ不作、即平年作ノ二分ノ一ト云フ凶作ノ為メ濠^{洲小}麦局モ却々ニ引合ニ応ゼズ、漸ク二万屯ノ買約ニ成功セルノミニテ残額ハ目下折角折衝中ナリ

麦粉ニ付イテハ外商北支向十万屯ノ契約ヲ擁シナガラ、船腹極度ニ払底ノ折柄積出不如意ニテ盛ニ邦船ニ向ケ引合ヲ發

シツ、アリ

当社ハ此間ニ処シ、業務部・船舶部及ビ天津・青島ノ支那各店及ビメルボルン店ト密接ナル連絡ヲ採リ、定期船スペー
スハ殆ド百パーセントニ利用、外商ハ勿論邦人商社ヲモ断然凌駕シツ、アリ

今後モ本店船舶部・支那各店及ビメルボルン店ト連絡ヲ一層緊密トシ、外商ノ支那向引合排撃ニ進ム方針ナリ

[2] 濠洲小麦契約書配給其他打合セノ事 (一九二九年十一月二二日) SP1101/1/Box#225

写 業務部(穀、統) 船舶部(神戸、東京) 受渡課(横浜、名古屋、神戸、門司、東京) 経理部 会計課(シ

ドニー、メルボルン、営業部)

昭和十四年十二月廿三日

シドニー支店雑貨課

御中

東京営業部 麦粉課

メルボルン出張所雑貨課

濠洲小麦契約書配給其他打合セノ事

十一月廿三日附シドニー支店長殿来状正ニ拝誦、濠洲小麦二十万噸十八ヶ月クレヂツト附濠洲政府売却承認ノ確認書入
手致候処、未ダ小麦局ト貴方トノ原契約書未着ノ為メ詳細判明致サズ、日本当局ヨリハ右契約原本写提出方要求致居候、
何レ契約書入手ノ上ハ細目判明スル事ト存候モ、今回ハ特殊契約ノ為メ往復貴我電信以外ノ細目ハ通常ノ引合条件通り
ナリヤ否ヤ不明ノ点有之、契約原本写ノ到着ヲ待ち居候

一、小麦積取りニ付テハ十二月ヨリ各月約二万噸宛十ヶ月以内ニ積取り完了ノ事ト相成居候モ、当局ノ希望ニヨリ来年

六月迄ニ積出完了ノ予定ニテ、船腹取極メ配船ノ手配罷在候事既ニ御案内申上置候処、其後ノ臨時船モ別紙添附ノ通り略確定致候間、御高覧ノ上日本側ニトリ有利ナル港ヨリ積出方宜シク御手配被下度候

一、積出港ハ usual main shipping port 売人 option ナルモ、可及的買入ノ希望ニ添フベク小麦局尽力致シ呉レル事ト存候ニ付、割安運賃ノ港ヨリ積出ス様御折衝ノ事

現在迄ノ船会社トノ交渉ニ於テハ Sydney, Melbourne, Geelong, Williamstown, Adelaide, Port Pirie, Wallaroo 積ト相成居リ、船ニヨリテハ寄港不致港モ有之候ニ付、十二月十一日並二十八日附弊状(航空便)御参照ノ上、定期船(全部袋入に限る)ハ貴地船会社トモヨク御連絡ノ上、宜シク御手配被下度キ事

尚 Fremantle ハ目下交渉中ニ候モ、困難ノ模様ニ付成ル可クハ取止メタク候

一、撒積ハ全部 Sydney 積出ントシ(Ex Cilo)、船主ト取極メ済ニ付、Sydney 一港ニ限定ノ事

船主ハ滿船七ノ八千噸級ハ三ノ四日ニテ積込ミ完了ノ予定ヲ致シ居ル故、十二月二十日附シドニ一店來電ノ如ク他港ニテ silo 設備アルモ、一日一千噸保証ニテハ承知致スマジク、運賃モ割増過大ニ要求スル事ト可相成候

一、撒積船ハ目下國際汽船八重丸(九、五〇〇噸積、5% more or less) 三航海、二八、五〇〇噸、5% more or less、十二月十五日附弊電ニテ申上候D/Wハ十二月十九日附弊電ニテ申上候通り、右積載噸數ニ変更シタル次第ニ候

日産汽船日立丸(約八、五〇〇噸積) 三航海約二五、五〇〇噸、山下汽船六月初シドニ一着予定八、〇〇〇噸、10% more or less (船名未定)、合計約六二、〇〇〇噸ト相成居候

國際汽船一月末積金剛丸ハ、十二月二十日附弊電並二十一日附シドニ一支店來電ニヨリ取消シ、八重丸振替、十二月末シドニ一着ノ予定トナリタル次第ニ候、尚不足分ハ追テ打合セ通知ノ事

一、撒積六六、六六七噸トハ、撒積ノ場合ニ於ケル一定限度ノ所要袋^(x)積合セ數量ヲ除外シタルモノナリヤ、即チ結局ニ

於テ総積出數量ガ袋入一三三、三三三噸、撒積六六、六六七噸ノ意味ナリヤ、或ハ撒積六六、六六七噸ノ内一定ノ必要數量丈ケハ袋入ヲ積合セ、一五%迄ハ sacking charges 売人負担（超過分ハ買人負担）トスルモノナリヤ（sacking charges 売人負担ニ付テハ Wheat Board 未解答ノ理由）

即チ結局ニ於テ袋入數量一三三、三三三屯ヨリ増加スルモノナリヤ、右數量ハ信用狀取得ノ条件ト相成居候ニ付、至急御決定ノ上電信ニテ御返事被下度、条項變更申請ノ必要有之候

右不明ニ付袋入約一三五、〇〇〇噸、撒積約六五、〇〇〇噸トシテ申請許可取付居候、尤モ日本側トシテハ全部袋入ヲ希望致シ居ル次第ニ候間、可及的袋入増加方御交渉願上候

一、積出手配交渉ニ付テハ、メルボルン店移讓十萬噸分モシドニー店ニテ一括御取計ラヒノ事ト存居候間、紛糾煩雜ヲ避クル為メシドニー店ニテ御取纏メノ上、積出港・船名・日取・數量・手形取組金額・内訳金利モ共ニ御架電被下度、撒積ノ場合ハ撒數量ト袋入數量併而御通知ノ事

一、日産汽船社ハ既ニ御依頼致置候通りシドニー店ニテ代理店トナリ、第一船撒積日立丸ハ一月八日頃貴地着ノ予定故、shifting boards 御準備ナシ置キ被下度、又貴地ニ於ケル所要経費ハ一時御立替払被下度、右外貨資金ハ各船会社共臨時船ハ每噸三八志六片ノ四〇%、但シ撒積ハ三三三志〇片ノ四〇%、定期船ハ每噸三八志六片ノ六〇%ヲ限度トシ、濠洲向送金許可相受ケル事当局ト了解済ニテ、右申請ハ各自船会社ヨリ手続スル事ト相成居候ニ付、乍御手数宜シク御取計ラヒ被下度キ事

一、十一月廿三日附小麦局宛シドニー支店長殿御出狀ニ対スル Wheat Board ノ返事ナキ為メ不明ニ候ガ、品質ハFAQナル事申ス迄モナク、quality, weight, condition 等ニ関シテハ従来通り official certificate ヲ政府又ハ Chamber of Commerce ヲリ發行スルモノト存候ガ、右証明書ハ必ズ添附ノ事

一、荷送人 Invoice 作成者ハ何人トナルヤ、貴方ニテ實際積出シ手配 Invoice 作成サル事ト存候モ、手形振出人 Wheat Board トナリ居ル故為念御照会申上候

一、欠斤ニ付テハ従来通り Invoice 面打切りトスルヤ、今回ハ数量モ多ク些少ノ欠斤率ニテモ総数ニ於テハ可成リノ数量トナリ、從テ製粉袋数ニモ影響スル故、出来レバ一%以上ノ欠斤ハ売人負担トナス事

一、当社取扱口錢ニ付テハ未定ナルモ、昨日ノ企画院會議ノ席上ニテハ、FOB 価格ノ一・五%説ガ有力ナリシ由仄聞致候（当方ハ C.I. 価格ノ二%ヲ申請致置候）、本件ハ多分ニ国策的色彩ヲ帯ビ居リ、当社ガ口錢ニ付余リ兎ヤ角云フ事ハ体面上、且又一手取扱ヒノ建前上ヨリモ面白カラズ候故、婉曲ニ増額方要求致ス外無之モノト存居候

尚貴方分与口錢ハ十二月二日附弊電並十二月四日附シドニー來電ニヨリ、当局ノ希望モ有之旁円貨ニテ当方ニ reserve スル事御了承被下謝上候、就テハ当方ニテ口錢取得ノ日ヲ以テ貴方口錢取得ノ日トシ、貴方勘定トシテ夫々經理部へ付替可申候間、御諒承願上候

一、一部原麦ノ儘大連・天津（太沽）・青島・上海へ輸送スル事ハ、積取船サへ承知ナラ別段支障ナキ事ト存候モ、日本向売却小麦ト相成居ル故為念御伺申上候次第、乍御手数 confirm 被下度候

尤モ二十万屯全部内地ニテ製粉スル予定ニテ、未夕原麦ノ儘直接満支ニ輸送スルカ、一旦内地ニ寄港シタル上輸送スルカモ決定致シ居ラズ候

一、船積書類其他ハ輸入報告資料トシテ為替局ヨリ提出方要求有之、旁々通関其他早目入手必要ニ付、シドニー横浜正金銀行支店ト御打合せノ上、本船託送一通、air mail 一通、next mail 二通、正金銀行東京支店經由弊課宛送附方願上候

通関手續上少クトモ Invoice 丈ハ必ズ本船託送被下度願上候

先ハ右 confirm 旁々得貴意度 勿々

[3] 濠洲小麦弊社口銭ノ事 (一九四〇年二月二一日) SPI101/1/Box#225

写 業務部 (穀、統) 倫敦 経理部 船舶部 会計課 (シドニー、メルボルン、営業部)

昭和十五年二月廿一日

シドニー支店長殿

東京営業部長

メルボルン出張所長殿

濠洲小麦弊社口銭ノ事

今回貴我成約ノ濠洲小麦二十万英噸輸入ニ関シテハ、三菱社ヲ抑制セシコトニ対シ一部当局者(外務省)ノ失言モ有之、
旁々十一月一日附新聞紙上ニ濠麦二十万噸三井物産ニテ輸入トノ報伝ハルヤ、他社ノ介入運動峻烈ヲ極メ、統制経済強
化ノ今日極メテ重大問題ト相成リタル次第ニ候

乍然当方ハ本契約ノ成立ハ全クシドニー店ノ尽力ノ賜ニ外ナラス、ソノ内容並ニ實際問題トシテモ他商介在ノ余地ナキ
旨ヲ強調、飽ク迄当社一手取扱ヲ主張致候結果、結局輸入並ニ対製粉会社ヘノ売約(尤モ左ノ比率ニ対シテハ当社ガ夫々
代理人トシテ契約締結スル事)一切ハ当社一手取扱ヒトナリタルモ、結局如左

三菱 二五%

兼松 八%

大倉 五%

増田屋 二%

計 四〇%

夫々 sleeping commission ヲ分譲スベキ旨当局ヨリ指示有之、右ハ企画院關係各省聯合會議ニテ決定済ニ付、変更不能ノ旨申渡有之タル次第第二候、当方ニ於テハ勿論実情縷々説明、右不當ヲ陳情致候モ、右ハ過去ノ輸入実績並ニ政治的事情ヲ考慮シ決定シタルモノ故変更出来ズトノ事ニテ、当方モ止ムナク承知致シタル次第第二候

而シテ右口銭率ニ付テハ貴方ノ偉大ナル功績ヲ強調シ、予テ濠洲側一%、内地側一%、計 二%ヲ申請致置候モ、今回如左

一、FOB 価格 (成約値段金利を含まず) ノ一・五%

但シ積取完了ノ上ハ実費精算スル故、一切ノ危険ハ最後ノ買人タル滿洲国及ビ興亜院ノ負担トス之ガ配分ニ付テハ

一、濠洲側 〇・五% (本件ニ関スル電信料経費ヲ含ム)

一、内地側 一・〇% ()

但シ右内地側ノ内三菱二五%、兼松八%、大倉五%、増田屋二%ノ比率ヲ以テ sleeping commission ヲ分譲スル事即チ三井〇・八%、三菱〇・二五%、兼松〇・〇八%、大倉〇・〇五%、増田屋〇・二%トス

右ノ如ク今回成約ノ口銭ハ極メテ僅少ニテ、貴方格別ノ御尽力ニモ不拘洵ニ御氣ノ毒ニ不堪、当方トシテモ不満ノ念禁ジ難キモノ有之候、乍去本件ハ多分ニ国策的色彩ヲ帯ビ居リ、当社一手取扱ヒノ建前上、余リ口銭ニ付テ兎ヤ角云フ事ハ当社ノ体面上モ面白カラズ、然モ当社ノ偉大ナル功績ハ關係当局ニ於テモ充分認メ居ル事故、不得已仕儀ト存候

他商品ニ付テモ軍部其他当局ノ委託買附等国家的奉仕商内ニアリテハ、何レモ一%乃至一・五%見当ニテ、統制強化ノ今日ニ於テハ国策ニ協力スベシトノ建前ニテ、口錢ハ実ニ微々タルモノニ有之候間、定メシ御期待ニ反スル事トハ存候へ共、不悪御諒承被成下度候

尤モ右ノ如ク貴方〇・五%、当方〇・六%ト決定致居候へ共、従来通り当社全体ノ取得口錢ヲ貴我折半(〇・五五%宛)ト可致候間、御了承被成下度候

先ハ右得貴意度

匆々

[4] [手紙] (一九四〇年二月二六日) SP1101/1/Box#225

昭和十五年二月廿六日

シドニー支店長殿

東京営業部麦粉課長

拝啓 時下益々御清祥之段奉慶賀候

陳者 今回濠洲小麦ニ二十万屯成約ニ就テハ、クレヂツト御取付御成功ニ因ル事申ス迄モ無之、御尽瘁ノ程只々感謝ノ外無之厚く御礼申上候

抑々本件成立ハ貴役並ニ今井営業部長殿ノ御手腕御力量ノ賜ニ外ナラズ、三井物産会社ノ真価ヲ發揚、国策ニ順応致候モノニテ、ソノ功績ハ洵ニ偉大ナルモノ有之、政府当局ハ今更乍ラ三井ノ実力ニ驚嘆シ居ル次第ニテ、好評ヲ博シ居候事御同慶ニ不堪次第ニ候

尚三菱其他ノ介入問題ニ付テハ、某当局者(外務省通商局第六課)ガ後日本件成立ノ上ハ一部取扱ヒヲナサシムルトノ

言質ヲ与ヘタル事ニ端ヲ發シ、事体ヲ紛糾セシメタルモノニ有之、逐次実情モ判明シ一部ノ当局者ヲ除イテハ当社ニ対シ非常ニ同情ヲ寄セ居ル次第ニ候

偶々東洋經濟新報（昭和十五年二月十七日發行第一九〇八号）ニ本件ニ関スル記事掲載サレ略真相判明、恐ラク一部当局者ノ誤解並ニ外務省ノ交渉尽力ニヨリ成立セルカノ如キ世間一般ノ誤解ニ対スル啓蒙トナリタル事ト被思候、本件ハ損益問題ヲ度外視シ当社ノ名声ヲ博シタル事ハ洵ニ御同慶ノ至リニ御座候

右貴欄ニ供シ度ク、本日別便ニテ東洋經濟新報一部御送附申上候間、御高覽被下度候

先ハ右御礼ノ御挨拶旁々御案内迄 勿々

[ㄥ] Re : Australian Wheat Business on Credit Terms (18th Nov. , 1939) RG133/Entry #61/Box #356, SP1098/10/

Box#91

No. W-84

Same letter to : Sydney, Melbourne

Copy to : Development Dept, Kobe, Nagoya, Dairen, Mukden, Hsinking, Harbin, Keijo, Tiestsin, Shanghai,
Seattle, Buenos Aires.

MITSUBISHI SHOJI KAISHA, LTD.,

Manager, Produce Department, Tokyo

今回ノ三井物産濠洲小麦二十万屯クレヂツト買付問題ニ対スル我社ノ対策ニ就テハ、九月廿六日附メルボルン宛弊電以

来電信ヲ往復シ居リ一応ノ成行ハ御承知ノ通りナルガ、当地ニ於ケル当方ノ工作頗末御参考迄ニ御通知スル

一、御承知ノ通り小麦ノ内地向輸入ハ内地小麦豊作ノ為見込薄ナリシガ、一方滿洲北支ニ於ケル一般穀物ノ不作ニ、内地小麦一千二百万石ノ收穫ニヨル小麦粉輸出余力千五百万袋トシテモ、尙円ブロツク全体トシテハ相当ノ小麦粉不足ヲ免レズ、遅カレ早カレ滿支ノ外国粉ノ輸入、又ハ滿支向輸出小麦粉用原料トシテノ外表ノ内地向輸入ハ必至ト觀測セラレタリ

然シナガラ問題ハ矢張り資金ニテ、ヨクヨク切羽詰ラネバ現金払条件ニテ輸入許可スルトハ思ハレザリキ此ノ間当方ニテハブエノス駐在員ト亜国小麦ノクレヂツト買付ヲ研究セルモ、欧州戦乱勃発ト同時ニ亜国小麦ハ欧州ヨリノ買註文殺到ノ状態トナリテ不調ニ終リ、又濠洲小麦ニ就テハ去ル六月滿洲国向濠洲粉ノクレヂツト買付不調ニ終リテ以来、貴方ヨリハ別段情勢好転ノ報ニモ接セズ、先々クレヂツトハ問題ニナラスモノト存ジ居リタリ

尙九月四日英仏ノ対独宣戦ト共ニ濠洲モ之ニ参加スルニ至リ、羊毛ニ引続キ小麦ヲモ濠洲政府ガ管理スル氣運アリタル故、当方トシテハ寧ロ小麦ノ国家管理ニヨリ、ヨリ有利ナル買付可能トナルニアラズヤトモ予想シ居リシ次第ナリ(註) 前世界大戦ノ際ニモ濠洲小麦ハ政府ニヨリ管理サレタルモ船腹不足ニヨリ大量ノ野積ガ出来、鼠害・虫害・

雨濡等ニ困リシ経験上、今回ハ案外有利買付出来ルニアラズヤト思ヒ、此ノ旨上海宛九月四日附弊信(写真貴方)ニテ申送りタリ。

二、偶々九月廿六日北支向内地粉輸出許可ノ問題ニ就テ、興亜院ヲ訪問セル当方係員ガ担当事務官ヨリ、濠洲小麦ノクレヂツト輸入ガ問題トナリ居ル事ヲ聞込ミ、我社モ充分知悉シ居ル風ニ応答シツ、ソレトナク手繰リ出シテ聞キシ結果、「三井ハ濠洲小麦二十万屯ヲ二ヶ年ノクレヂツトニテ買付画策中ニテ、三井ノ話ニテハ交渉ハ既ニ相当具体化シ居リ、二百万円丈現金払(註)後、他ノ方面ヨリ探知セル所ニヨレバ、小麦二十万屯ハクレヂツトナルモ、濠洲

ニテ過剰能力ヲ有シ、現ニ持テ余シ居ル小麦粉ヲ二百万円丈現金ニテ買フ条件ナリキ」ノ条件ニテ、小麦二十万屯・年利四歩ニテ二ヶ年ノクレヂツトデ買ヘルト申シ居リ、關係官庁間デモ時節柄大イニ三井ノ話ニ乗氣ニナリ居ル事判明、且小麦ノ輸出許可ソノ他ニ付テハ秋山総領事ニ対シ濠洲政府ノ了解ヲ得ルベク、三井ノ交渉ヲ援助スル様訓令マデ出デ居ル様子ナル事迄」探知スルヲ得タリ、又同事務官ノ書類ノ附表紙ニ「昭和十四年九月」ナル記載アル事ニヨリ、比較的最近ニ起リシ問題ナル事モ想像セラレタリ

依ツテ同日早速メルボルン宛右情報電報シ、真偽探索方及ビ三菱トシテハ如何ナル条件獲得出来ルヤ御照会セリ

当方ニテハ、三井ノ岡田新シドニー支店長ガ以前メルボルン出張所ニ雜貨穀肥主任トシテ在任中、特ニダーリング氏ト肝胆相照シテ親密ニ仕事ヲシ居リシ事ヲ想起シ、一面今回ノ問題モ例ノ三井ノ常套手段ニテ、イ、加減ナ計画ヲサモ決定的ナ事ノ如クニ政府ヘ持カケテ了解ヲ得タ後、改メテ貴地ニテ何トカ纏メ上ゲントシ居ルモノカト思ヒツツモ、尚ダーリング・岡田両氏間ノ筋書ニヨリ事実相当進行シ居ルモノニアラズヤ（御承知ノ通りダーリング氏ハメンジース首相トモ親交アリ、実業界ノ大立物タルノミナラズ政界ニモ勢力アリ、実業家ノ立場ヨリシテモ、欧州戦乱ノ為小麦ノ輸送困難ヲ見越シテ、輸出余力ノ一割ニ足ラヌ程度ノ小麦ノ日本向輸出ハ濠洲側トシテモ歡迎スル所ナリト、政府筋ヲ予メ説得シ居リシニアラズヤト想像サレタリ）トモ思ハレタルニ付、特ニダーリング氏ニモ接觸方右弊電ニテ御参考迄ニ申添ヘタル次第ナリ

三、翌九月廿七日附電信ニテシドニー出張中ノメルボルン出張所長ヨリ左ノ通り

「総領事ニ相談シタル処クレヂツト見込ナシト思ハヌトノ意見ナリ、両国政府間ノ交渉トスル方実現性多シト思フ、日本政府ヘ交渉アリ度」

御申越アリ、然シナガラ元々本件ハ三井ガ先ニ話ヲ進メ居ルモノ故、貴方ニテ斯ク斯クノ条件ガ獲得出来ルト云フ事

デナケレバ、当方トシテハ日本政府ニ話ノ持ツテ行キ様モナイ次第故、同日折返シ

「廿七日附貴電、現在ノ状態ニテハ両国政府間ノ交渉トスル事実行不可能、貴方貴地政府ヨリ如何ナル条件獲得出來ルヤ通知アレ、ソノ上ニテ当地ニテ当方政府ト交渉スル外ナシ」

旨打電セリ。

四、然ルニ十月二日、大蔵省為替局野田総務課長及ビ外務省通商局第六課（亜弗利加・南洋及ビ太平洋ヲ管轄）朝日領事ヨリ出頭ヲ命ゼラレ、夫々左ノ通りノ趣旨ノ申渡シアリ

「三菱デハ濠洲小麦ノクレヂツト買付ニ就テ色々工夫ヲシテ居ル様ダガ、本件ハ三井ガ以前カラ手ヲツケテ居リ、且既ニ具体化シテ來テ居ル、就テハ此ノ際三菱ガ同様ノ交渉ヲヤル事ハ、折角纏リカケテ居ル三井ノ方ノ話ヲスポイルスル虞ガアルカラ、三菱ハ一切手ヲ引イテ貰ヒタイ」

当方ハ之ニ対シ、「三菱トシテハ予メ濠洲側ニ於テクレヂツト獲得出來ル事、及ビソノ条件充分見極メツケタ上ニテ、日本側当局ニ御相談スル積リナリシ關係上、ソノ意味ニテ内地当局トシテハ、三菱ガ大分立遅レテ居ル様ニ御考ヘナノハ一応御尤モナルモ、濠洲側デハ別ニ三菱トシテハ立遅レテ居ル訳デハナイ、又三井ハ如何ニモクレヂツト獲得シタ如ク申居ルモ、ソレハ内地側ヲ予メ丸メテ置イテ、ソレカラ濠洲側デ工作シヨウト云フ三井ノ遣リ口デ、現実ニ濠洲側デ二年ノクレヂツトガ出來上ツテ居ルモノトハ思ハレヌ、又仮ニ三井ノ交渉ガ或ル程度進ンデ來テ居ツテモ、事クレヂツトニ関スル限り三井一社ガ三井丈ノ信用デ行クヨリモ、両社ガ両社ノ信用力ヲ合セテ交渉スル方ガ売手トシテハ好マシイ筈デアリ、従ツテ条件ヲヨリ有利ニシテ呉レル事コソ考ヘラレルガ、三菱ノ参加ガ三井ノ交渉ノ邪魔ニナルト云フ事ハ絶対ニナイト思フ、又三菱トシテハ小麦ノ取引ニ就テハ過去ニ於テハ遙ニ三井ヲ凌駕スル実績ヲ有シテ居リ、如何ニ当局カラノ御話デアルカラトテ今更手ヲ引ク訳ニハ行カヌカラ、セメテ数量ヲ折半シテ両社ニ取扱

ハセル事ニデモシテ貫ヘヌカ」ト種々申入レタリ

之ニ対シテ当局ハ「三井ノ話ハ既ニ出来上ツタモノデアリ、本件ニ就テハ各官庁ノ關係官ガ連絡會議ヲ開イテ、三井ニヤラセル事ニ決定シテ居ルモノデアアル、從ツテ三井ノ交渉ニ邪魔ニナルト認メテ、国家的見地カラ三菱ニ手ヲ引ク様ニ頼ンデ居ルノデアアル、三菱トシテハ無殘念デアラウシ、当局トシテモ大イニ同情ハスルガ大局上已ムヲ得ナイ、若シ手ヲ引カヌト云フナラ改メテ命令スル、又三井ノ仕事ヲ後カラ出テ來テ半分寄越セ等ト云フ事ハ余リニモ虫ノ良過ギル話ダ、当局トシテハソシナ事ハ全然考ヘラレス」トノ至極強硬ナル態度ヲ表明スル有様ニテ、乍遺憾当地ニ於テハ一応手ヲ引キ、貴地ニテ工作願フ外ナキ事トナリタリ、依ツテ同日附弊電ニテメルボルン宛

「当局ハ三井二十万屯クレヂツト獲得済ト云フ、尙我社ニ対シ交渉至極デリケートニ付三井ノ交渉ノ邪魔ヲセヌ様申渡アリタ、事情極秘取調ベアリ度」

旨打電セリ

五、右ニ対シ、三日附メルボルン來電左ノ通り

「二日附貴電、三井未ダクレヂツト獲得シ居ラヌ様子、小麦局ノチルト氏ハ昨日我社提案考慮ノ価値アリ、追テ返スルト云フ」

同日附別電ニテ

「三井ノ二十万屯ノ外十万屯乃至二十万屯我社ニ対シ許可ノ見込ナキヤ」

申越アリ

然シナガラ前述ノ如キ当方事情ニ付、内地当局ニ当方ニテ働キカケ、再考ヲ求ムル余地ハ全然ナク、専ラ貴方ニテ貴地政府又ハ売手ニ働キカケ、貴地政府又ハ売手ノ側カラ「三井・三菱ヲ共同買手トシ、クレヂツトニ対シテハ連帶責

任ヲ負フ事、又ハ數量ヲ折半シテ十万吨宛契約シ度」トノ申出ヲサセル外ナキ事情故、此ノ旨三日附及ビ四日附弊電ニテメルボルン宛打電スルト同時ニ、「三井ガクレヂツト獲得シ居ラヌ事實ヲ確メ方」御依頼セリ

六、右ニ対シ五日附電信ヲ以テメルボルンヨリ左ノ通り

「チルト氏ノ話ニヨレバ、クレヂツトノ如キ重要事項ヲ協議スル迄ニハ至リ居ラズ、又三井ヨリ交渉ハ受ケタレドモ未ダ協定成立ニハ至ラヌノミカ、予備的瞭解サヘモ出来居ラヌ由、之ニヨツテ見レバ三井ハ日本側当局ニ許可出サセル為、何時モノ通り巧ニ話ヲ持チカケ居ルモノト思フ、当局ガ三井ニミスリードサレヌ様善処アリ度、尚チルト氏ニ対シ、若シクレヂツト許容サルルナラバ三菱・三井半額宛ニサレ度旨申入レシ処、同氏モ個人トシテ同意見表明シタ、來週小麦局ノ総支配人ニ会フ、政府ニモ接触スル」旨通知アリタリ

七、右ニヨリ当方ニテハ三井ガマダクレヂツトヲ取得シ居ラヌ事ニ確信ヲ得タルニ付、早速野田課長ヲ訪問シ、「三井ハ既ニクレヂツトヲ獲得セル旨申シ居ルモ、全然事實無根ナリ、此ノ際是非三菱ノ参加ヲ認メラレ度」ト重ネテ種々懇談セルモ、同課長ハ飽ク迄モ「三井ガ既ニクレヂツトヲ獲得シ居ル事ハ間違ナシ、三菱ハ何ヲ根拠ニ三井ノ話ガ虚構ダト云フノカ、兎モ角モ当局トシテハ既定ノ態度ヲ變更スル訳ニハ行カヌシ、又ソノ必要モ認メナイ、兎ニ角三井ノ話ガ先ニ進ンデ居ルノダカラ、三菱ハ絶対ニ邪魔ヲシナイデ呉レ」ト強硬態度ヲ持シテ譲ラズ、結局三日附及ビ四日附弊電ノ通り貴地ニテ工作シ、売手タル小麦局乃至濠洲政府ヲシテ三菱ノ参加ヲ希望スル事ヲ言出サセルヨリ外ナキ事トナリ、六日附弊電ニテ重ネテメルボルン宛申送ルト共ニ、当方ニテハ矢張り最初ノ想像通り三井ハダーリング氏ノ援助ヲ受ケ居リ、ダーリング氏ハ仮ニ表面ハ小麦局ノ一メンバーニテモ蔭デハ相当濠洲政府当局ヲ操リ居リ、三井ノクレヂツト取得ハ或ハ事実ナランカトモ思ハレ、事態ノ成行ヲ憂慮スルノ余リ、特ニ九日附弊電ヲ以テシドニー支店長ニ対シ、之迄ノ事情詳細通知スルト同時ニ、特ニダーリング氏ニ接触方御依頼セル次第ナリ

註―(1)十月七日附メルボルン電信ニテ

「政府当局ニ面会セル処、クレヂット交渉成立ノ点明確ニ否定セリ、政府当局ノ当方ニ対スル態度ハ三井

ニ対シテ別ニ悪クナシ、三井既ニクレヂット獲得シタトノ日本当局誤解ヲ是正セラレ度」

旨重ネテ申越アリ

(2)十月九日附メルボルン第二四号信ニテ

「九月廿六日附幣電御入手後、右濠洲商務大臣ニ面会サルル迄ノ中間報告」

一昨日入手シタ、何レモ三井ノクレヂット取得ヲ否定シ居ラルルモノナリ

(3)然シナガラ、ソノ後当方各官庁ニ接触シテ極秘探知シタル所ニテハ、十月三日三井ハ左記条件

「小麦二十万屯

100ブツシエルニ付 撤 三志

袋入三志二片

クレヂット期間 契約後十八ヶ月

利 子 年五歩

積取期 契約後十ヶ月間

条 件 正金銀行ノ信用状ノ外ニ支払期限到来ノ際、日本政府ノ法令ソノ他ニヨリ、事实上

支払不能ニ陥ラザル様、此ノ点ニ就テノ日本政府ノ保証ヲモ要求ス」

ニテ offer ヲ取得シ居リ、此ノ点ニ就テハ秋山シドニー総領事ヨリモ外務省ニ入電アリ、決シテ三井ノ出鱈目
ニアラザリシ事判明、ソレ丈ニメルボルンヨリノ誤リタル情報ニヨリミスリードサレシ当方トシテハ一層内地

当局ノ心証ヲ害シ、益々苦境ニ立ツ事トナリタリ、此ノ点ハ誠ニ以テ遺憾至極ナリキ

八、メルボルン発シドニー支店長十三日附電信ニテ左ノ通り

「小麦局総支配人トムソン氏ニ面談シタル処、話ハ三井トノ間ニ進行中ナルモ、三菱参加ノ問題ハ両国政府ノ意向如何ニ懸ツテ居リ、同氏トシテハ考ヘラレヌト云フ

本件ハ総領事ト三井岡田シドニー支店長トノ合作ニナリ、総領事が濠洲首相ニ接触シ居リシモノト思ハル、今トナツテハ総領事ノ援助ナクテハ何事モ出来ヌ状態ニアリ、然シナガラ総領事が三菱ノ立場ヲ考慮セズ三井ト共ニ本件画策シタトスレバ、総領事ノ援助ヲ期待スル事ハ困難ナリ」

トノ申越ニ接シタリ

又別電ヲ以テ、「ダーリング氏ニ面談シタルモ何等情報得ラレヌ、万事ハ政府ノ手ニアリ」トノ御通知ニ接シタリ

註―後ニ当方野田課長ヨリ聞ク所ニヨレバ、三井ニテハ今回ノ事ニ就テハ民間ノ或ル有力者ニ大變世話ニナツタ、

事実ソノ人ノ御蔭デ出来タモノデスト申シ居リシ由ナリ、当方ニテハ依然ダーリングガ舞台裏ノ立役者ナリト

想像シ居ル

九、尚十月十六日附メルボルン電信ニテ左ノ通り

「菊地支店長十三日附電信、チルト氏モ本日『両国政府間ニ交渉進ミ居ル旨、政府ヨリ小麦局ニ対シテ通知アリタ、三井ハ日本政府ノ代理ノ資格ニテ交渉ニ当リ居ル』旨申シ居ル

秋山総領事ヲ説得中ナレドモ、外務省ヨリ特ニ訓令ナクシテハ総領事トシテモ特ニ我社ノ為便宜取計ヒ呉レルトモ思ヘヌ、貴方ニテ外務省ニ交渉アリ度」

旨申越アリタ

註一右ニヨリチルト氏ヨリ得居ラレシ貴方ノ御情報ノ誤ナリシ事、及ビチルト氏自身本件ニ就テ相談ニ与リ居ラズ、從ツテ事情ヲ知り居ラザリシ事モ判明セリ

尚同日附別電ニテメルボルンヨリ

「秋山総領事ハ、今回ノクレヂツト交渉ハ三井ノミニニ取扱ハシムベキ旨本省ヨリ訓令ニ接シ居ル旨言明シタ、外務省ニ交渉アリ度」

十八日附メルボルン電信

「小麦、条件未ダ極ラヌ模様、彈藥・藥品類トノバターヲ提案スル模様、御含ノ上善処アリ度」

廿四日附メルボルン來電

「総領事十五日ヨリ十九日迄当地滞在、羊毛ト共ニ小麦ニ就テモ、自身政府当局並ニ委員会ト交渉シタ、即チ三井ノ働キト云フモ、ソノ実日濠政府間ノ交渉ニ外ナラス、三井ガ政府ニ交渉サセ、ソノ結果ヲ独占スルガ如キハ仮令我社ノ出足遅カリシトハ云へ、夫レ丈ノ理由ニテハソノ数量余リニモ巨大、且我社ノ小麦取引ニ於ケル過去ノ貢獻実績ニ鑑ミ、政府ノ態度甚ダ不公平ナリ、、、、尚三井ハ当初ヨリ基本協定成立シタルカノ如キ宣傳ヲ致シ居リタルモ其形跡更ニナシ、右ハ官憲ヲ欺瞞シタルノミナラズ、結局不成功ノ場合ハ我社ガ妨害シタモノトシテ責任ヲ負ハセル魂胆ト見ラレ、ソノ遣リ口言語道断ナリ、御含ノ上交渉アリ度

又現交渉不成功ノ場合ニハ三井ハ勢ニ乗ジ官憲ヲ籠絡シ、独占的現金払ニ發展スル処有リト思ハルルニ付嚴重監視願フ」

廿四日附シドニー支店長來電

「メルボルン出張所電信參照

総領事館ニテ探リタル所ニテハ、日本四分ノ一現金、四分ノ三延払、濠洲政府全額現金払ヲ主張、交渉行惱ミ居ル由、之ガ打開策トシテバーター取引ヲ採用、武器ヲ日本政府ニ要請セルニアラズヤト思フ、即チ三井ガ二ヶ年延払可能ナルヤニ申出タトセバ全然事実無根ナリシハ明瞭ナリ、小生一昨日総領事ト会见シ此点ヲ仄シ、三井独占不当ヲ責メタルモ、本省訓令ヲ楯ニ動かズ、又政府間ノ交渉ニシテ、三井ノ仕事トハ見エヌ点ヲ指摘セルモ効果ナシ、日本政府当局ヲ説得スル外術ナシト思フ、ヽヽヽヽヽ」トテ結局貴地ニ於ケル工作ハ全然見込ナキ事トナリタリ

十、此ノ間当方ニテモ種々当局ニ対スル諒解工作ヲ続ケタルガ、最モ強硬ナル野田課長及ビ外務当局ニ対スル直接工作ヲ後廻シトシテ、クレヂツトニヨル輸入ハクレヂツト委員会ノ議ニ附サル事実ニ鑑ミ、三井案審議ノ際會議ニ出席セル関係官ヲ夫トナク内探シ、個別的ニ諒解ヲ得ル外ナシト存ジ、

企画院第五部 曾根書記官(外務省出身) 幹事

〃 〃 油谷事務官(商工省出身)

〃 第四部 久保書記官(農林省出身) 幹事

大蔵省為替局 野田総務課長

〃 〃 輸入課 西川事務官

商工省貿易局 高久事務官

農林省 竹内技師

通信省 今井田事務官

外務省 朝日領事

興亜院

村田事務官

対満事務局

太田事務官

ノ諸氏ニ対シ、種々申入レヲナシ、

(1)野田課長及ビ朝日領事ヨリ、三菱ニ手ヲ引ケトノ御話ノアツタノハ三井ノ交渉進捗中故、三菱ガ別ニ色々ト交渉ヲヤツテハ折角出来カ、ツテ来テ居ル三井ノ話ノ条件ガ不利ニナルカモ知レヌ、又纏ル話ガ纏ラヌ様ニナルカモ知レヌト云フ御趣旨カラデアツタモノト思フ

此ノ点三菱トシテハ、三菱ガ三井ト競争的立場ニ立タズ相提携シテ交渉ニ当レバ、寧ロヨリ有利ナ条件ヲ獲得シ得ルモノト確信シテ居ルガ、兎モ角モ当局ノ右ノ御趣旨ヲ体シテ、衷心遺憾デアツタガ静觀スル態度ヲ取ツテ来タ

(2)然シナガラ、右当局ノ趣旨ハ飽ク迄モ所謂外交ノ一元化(御承知ノ通り、貿易省問題ヲ廻リ特ニ外務省ニヨツテ流言語トサレシモノナリ)ニヨリ、交渉ヲ有利ニ成立セシムルニアツタト確信スル、果シテ然ラバ三菱ニ手ヲ引ケト云ハレタ意味ハ、協定ノ出来上ル迄ト云フ事デ、出来上ツタ結果ヲ実行ニ移ス段階ニ入レバ、無論三菱ノ参加モ認めテ戴ケルモノト思フ

(3)三井ハ二ヶ年ノクレヂツトガ四歩ノ金利デ出来ルト申居リシ由ニ承知シテ居ルガ、ソノ後一ヶ月以上モ経テ尚話ガ纏ツテ居ラヌトスレバ、待タサレル三菱トシテハ甚ダ立場ガ辛イ、モウソロソロ三井ニ手ヲ引カセテ三菱ニヤラセテ見テ呉レテ宜敷筈ナラズヤ

(4)三菱ガ之丈待タサレテ、三井ノ纏メタ交渉ノ結果ガ最初申出ノ条件ト甚ダ違ツタモノニナツタトスレバ、尚更ソノ結果ヲ三井ニ独占サセル理由ハナイ筈デアル

(5)又現在デハ総領事ガ交渉ニ當ツテ居ラレ、日本政府ハ斯ル商取引ノ主体ニナレナイ建前上、形式上ハ三井ヲ表面ニ立テテモ實質上ハ日本ノ政府ヲバツクニシタ国家間ノ協定デアリ、特ニ濠洲側ノ売手モ三井ノ特殊關係アル取引先デハナク、小麦局即チ濠洲政府デアリ、濠洲政府ガクレヂツト取引ヲ許スルヤ否ヤハ三井ニ対スル信用ニアラズシテ、日本ニ対スル政治的ヂエスチユアナル事ヲ考慮セバ、三井ノメリツトハ凡テヲ三井ニ独占サスべく、余リニモ僅少ナモノト云ハネバナラス

(6)成ル程三菱ノ立上リハ三井ニ比シテ遅レテ居ツタカモ知レヌガ、ソレハ三菱ガ具体的条件ヲ内地当局ヘ持つテ来ルノガ遅カツタト云フ丈デ、現地デハズツト前カラ研究ヲ続ケテ居ツタ事デアル、ソノ後ズツト三菱ハ活動ヲ封ゼラレテ居ル為、話ヲ具体化サス事ガ不可能ノ状態ニアルガ、ソノ儘三菱ニ自由ガ与ヘラレテ居タラ、既ニ今迄ニ纏メ上ゲテ居レタカモ知レヌ

(7)小麦局ノメンバール三菱ノ取引先ノ各州プールの支配人、ダーリング、ドレイファス、ブング等ノ小麦商ノ重役、支配人等ハ凡テ三菱ニ同情シ、三菱ガ何故三井ト相並ンデ日本政府代表トシテ交渉ニ当リ居ラヌヤヲ寧ロ不審ニ思ヒ居ル

(8)過去ニ於ケル三菱ノ実績ハ全輸入ノ半数ニ達シ、遙ニ三井ヲ凌駕シ居ル事

(9)ソノ事ハ日本ニ於ケル三菱・三井ノ内地各製粉会社ニ対スル取引關係及ビ勢力ヲ示シ居ル事、従ツテ三井ニ三菱系ノ之等ノ製粉会社ヘ安イ濠洲小麦ヲバラ撒カレル事ハ一大事ナル事

等ヲ申入レ、大イニ諒解運動ニ努メタリ(特ニ外務省ニ対シテハ、三井ノメリツトヲ認メレバ認メル程、外務省ノ手柄ガ小サクナル立場ヲ利用シ、大イニ申入レヲナシタリ)

此ノ時ニ於テモ尚三井ノ話ガドコ迄進展シ居ルモノナリヤハ判然セズ、兎モ角モ關係官ノ態度少ナカラズ好転スルヲ

認め得タリ

依ツテ十月二十四日附シドニー支店長宛弊電ニテ

「三井交渉多少行惱ミ居ル模様、当局態度多少好転セルモ、我社参加ガ邪魔ニナラズ、寧口現在ノ三井交渉ヲ有利ニ展開セシムル事ニ役立ツ事総領事ニ説明、ソノ旨総領事ヨリ外務省へ電報サス事出来ルナラバ一層好都合ナリ」

旨御架電セル次第ナリ

十一、翌二十五日夕刻外務省ヨリ電話ニテ招カレシ故早速通商局へ参リタル処、太田第六課長及ビ朝日領事ヨリ

「本日企画院デ小麦ノ問題ニ就テ会議ガアツテ（註）本件ニ就テハ第三回目ノモノナリ）外務省カラハ別ノ事務官ニ出席シテ貰ツテ、ソノ事務官ハ今会議カラ帰ツテ来タ所ナノダガ、今日ノ会議デハ通商局ノ方針トシテ、政府ガ色々民間商社ノ商取引ニ援助ヲシテヤツタ場合ニハ、ソノ出来上ツタ結果ヲソノ一社ニ独占セル事ハ困ルト思フ、今回ノ問題ニ就テモ政府ガ色々ト後援シ総領事モ何カト援助シテコソ出来タ話デモアリ、又一方三菱ハ同様ナ話ヲ進メ様トシ、又進メ得タ筈ノヲ押ヘテヤラサナカッタノダカラ、交渉ガ成立シタ上ハ三菱ヲ是非参加サセテヤツテ貰ヒ度イ旨発言シテ貰ツタ処、別ニ大シタ異論モナクテ賛成ヲ得タ相ダカラ、特ニ極秘ソレ丈ノ事ヲ御耳ニ入レテ置イテ上ゲル、尤モソレハ根本的ノ諒解丈デアリ、如何ナル形ニ於テ参加サスカ、又割当率ガドウナルカハ今後ノ問題トナツテ残ツテ居ル訳デアル、兎モ角大分御心配ノ様デアツタカラ極秘会議ノ内容ヲ御洩シスル、絶対ニ秘密ニシテ貰ヒ度イ」トノ話アリタリ（尚此ノ日ニ前述ノ通り十月三日ニ三井ガ十八ヶ月ノクレヂツトノ *offer* ヲ握リ居リシ事判明セリ）

依ツテ不取敢同日附弊電ニテ

「昨日附弊電取消ス、形勢有望」

御通知セル次第ナリ

十二、其後モ当方關係方面ニ運動ヲ続ケ、加入ガ決定セル上ハ精々割当モ多ク貰ヒ、且加入ノ方法ニ就テモ精々有利ナル地歩ヲ占メ度ク

(1) 小麦局ニ対スル体面問題モアリ、条件ガ極ツタ上ハ三菱モ契約ノ当事者トシテ参加サセテ貰ヒ度シ

(2) 条件確定ト契約調印ガ不可分ノ關係ニアリテ、一応三井ガ全数量ニ対シテ契約ノ当事者トナル事不可避ニテ

(イ) 三菱ノ取扱数量丈分割シテ契約書ヲ作り直ス事ガ穩当ヲ欠クナラバ

(ロ) セメテ小麦局・三菱・三井間デ、「右三井ノ契約ヲレフアーシテ、之ガ実行ハ三菱・三井両社半數宛之ニ当ル」旨ノ覚書ヲ作成シ、兎毛角モ三菱ヲシテ小麦局ニ対シテ關係ヲ持タセテ貰ヒ度

(3) 最悪ノ場合ニテモ現地ニテ三井ノ買取条件ノ儘ニテ三菱へ渡シテ貰ヒ、船腹ソノ他ハ三菱ノ分ハ三菱自ラ之ヲ取極メル事ニシテ貰ヒ度シ

(4) 内地デ Offer デ三井カラ渡サレタノデハ輸入商トシテノ三菱ノ顔ガ立タヌ

(5) 比率ハ過去ノ実績ニヨレバ三菱ノ六〇ニ対シ三井ノ四〇ニナル、就テハ両社ノ比率ハドンナ事ガアツテモ五〇―五〇ニシテ貰ヒ度イ

三井トシテハ無論慾ニ限りハアルマイガ、交渉ノ表面ニ立チ得タ名譽及ビ三菱ニ対シ五〇―五〇ノ比率ニナレバ当然満足シテヨキ筈、此ノ点ハ結局当局カラ双方へ申渡シテ貰フ外ナイト思フカラ、切齒傍觀ヲ余儀ナクサレタ三菱ノ苦シイ立場モ十分了解シテ適當ニ裁定シテ貰ヒ度イ

旨申入レ居レリ

十三、十月三十一日濠洲側ヨリノ Offer 切レル日、朝日領事及ビ野田課長ヨリ三井ニ対シ、「濠洲側 Offer 引受ケ確約差支ナシ、但シ今迄三菱ニ対シ、三井ノ話纏ル迄手ヲ引カセテ居ツタ關係上、契約ガ纏ツタ以上ハ三井丈ニ独占サス訳

ニハ行カヌカラ、ソノ点丈ハ含ンデ置イテ貰ヒ度イ」旨申渡サレタリ

三井トシテハ恐ラク、ソレ迄ハ自分丈ノ仕事ト思ヒ、当方ニテソコ迄ノ工作ヲナシ居リタル事ハ全然知ラス、大イニ憤慨シ居リシ由

尚ソノ引受条件ハ以前ヨリモ有利ナリ、左ノ通り

小麦 貳拾万屯

トウモロコシ 貳拾三志

袋入三志二片

クレヂツト期間 積出后十八ヶ月

利率 年四歩五厘

積取期 契約後十ヶ月間

条件 先方 *offer* ハ依然日本政府ノ保証ヲ要求シ居リシモ、日本政府トシテハ斯ル保証行為ハ引受出

来ヌ立場ニアル故、正金〇〇丈ニスル事（此ノ意味デハ此ノ点カウンター・オツファートモ云ヘル）

ナリキ

十四、然ルニ翌十一月一日ノ朝日新聞朝刊ニ

「濠洲小麦貳拾万屯予テ三井物産ガ濠洲ノ商社ト条件ヲ打合セ中デアツタガ、昨十月三十一日シドニーニテ調印ヲ見ルニ至ツタ、値段ハ *FOB* 英屯濠貨五磅十二志テ支払条件等モ有利デアル（註）クレヂツトハ新聞記事禁止事項トナリ居ル）、三井ノ此ノ商談ニヨリ滿洲・北支ノ小麦粉不足モ緩和サレルデアラウ、云々」

トノ記事出テ一大センセイシヨンヲ捲起シタリ、

右ハ恐ラク前日ニ三菱ノ割込ヲ申渡サレシ三井ガ牽制ノ為ニ書カセタモノト想像サレ、関係官中ニモ、同意見ノ者モアリ苦々シキ事ニ思ヒ居リタリ

十五、偕其後三井確約ノ公報ナク、十一月四日ニハ三井へ「契約調印前濠洲政府ハ一応閣議ニカケ度シトノ事ニテ遅レ居ルモ二、三日中ニハ極ル見込」ノ旨入電アリシ趣、外務省ヨリ聞込ミタリ

尚ソノ後、依然トシテ今日迄確約ニ至ラズ、濠洲政府ハ英国政府ノ承認ヲ求メ居ルモ、ソノ承諾ノ返事ナキ旨遅延シ居ルトモ伝ヘラレ、又政治的分子ガ入ツテ来テ濠洲側デ調印ヲ渋ツテ居ルトモ伝ヘラレ居レリ

十六、右新聞記事ノ為、爾来兼松・増田屋・大倉等モ実績ヲ理由ニ加入運動ヲ始メタルガ、

(1)野田課長ハ事クレヂツトデアル以上、後カラノ割込ハ認メラレス、又ソノ前例モナイ

(2)従ツテ問題ハ三井・三菱ノ二社丈ダガ、他社ノ割込ヲ認メヌ以上何故三菱丈入レタカト云フ事が当然問題ニナルト

思フ

ソノ意味デ三菱ノ参加モ、サウ簡單ニハ行カヌト申シ居レリ

(註)野田課長ハクレヂツトヲ担当シ居ル故特ニクレヂツトヲ持込ダ者ニ対スルメリツトヲ認メタガ爾傾向アリ

尚当方ニテハ他社ハ新聞記事デ始メテ知ツタ者デアリ、三菱ハ始メカラ関係シテ居ツタノダカラ、之等ノ商社トハ当然別扱ヒシテ貰ツテヨキ筈ト申立テ居レリ

通商局ノ意向ハ三井ノメリツトモ認メ一割位ヲ他社ニ振向ケサセ、残りヲ四割五分宛三井・三菱二分ケサス様ニ会議デ主張シテ見ルトノ内意ヲ洩シ居レリ

十七、予テヨリ通信当局ノ口添ニヨリ、郵船・商船・山下ハ合同シテ小麦船腹計画ヲ立テ居リタル処、去ル十三日ニ至リ三井船舶部ヘ定期船船腹七万屯ヲ十二月ヨリ来年八月積ニテ offer セル事判明セルニ付、通信当局ニ対シ船腹ハソレ丈シカナイ次第故、契約成立ノ上ハ船腹モ公平ニ分ケテ貰ヒ度シト申入レ置キタリ
尚 offer 運賃ハ

積地 シドニー／ウイリヤムスタウン／ジロン 英貨三八志六片

アデレード 一港 〃 四一志

ワラルー／ピリー 〃 四二志六片

揚地 神戸／大阪／名古屋／横浜

鶴見ハ六片増ノ事

トナリ居レリ、右ハ相当高率ナルガ、式拾万屯ノ小麦ヲ運ブトスレバ残り拾参万屯ハ臨時船ヲ仕立テル事必要トナル
ニ付、臨時船運賃丈ガ高率トナリテハ目立ツテ具合悪シトテ、三社協議定期船運賃ヲ臨時船迄引上ゲテ offer シタモノト想像サル、我社割当極リシ上ハ船舶部ニ社船ノ配船モ依頼スベク寄々協議中ナリ

十八、以上ノ如キ事情ニテ、目下ノ処濠洲ニ於ケル三井ノ調印済ム迄、当方参加ノ形式及ビ割当モ確定セヌ状態ニアリ
(改メテ貿易委員会ニテ決定スル筈)、恐ラクハ英国ガ日英会谈ニ本問題ヲ利用セントシテ思ハセ振りナ態度ヲ取り居ルモノニテ、ソノ内ニハ結局話纏ルモノト思ヒ居ル

十九、貴方御参考迄ニ、野田課長ノ依頼ニヨリ当方ニテ作成セル「小麦小麦粉取扱要綱」御送附スル

如何ナル方法デ取扱フヤハ勿論今ノ所デハ不明ナリ

右事情御通知迄 以上

[6] 三井小麦粉廿万吨成約ノ件 (一九四〇年三月二一日) SP1098/10/Box#91

写 天津支店又ハ新京支店 メルボルン

昭和十五年三月廿一日

農産部長 (穀物課) 御中

シドニー支店長 菊地四郎

三井小麦粉廿万吨成約ノ件

去ル十八日以来本件ニ付キ電信御往復申上ゲタル処、三井ガ又モヤ廿万吨ノ大口契約ニ成功セルコトハ大体誤ナク、理由ノ如何ハ別トシテ唯々遺憾至極ナリ、本日出帆ノ東京丸メールヲ利用シ、当方事情ヲ左ニ御報告申上ゲ参考ニ供スルコトトセルガ、取急ギ纏マリナキモノトナルベキニ付、可然御判読願フ

本朝迄当方ノ得タル情報ヲ綜合スルニ左ノ通り

支払条件 半額現金、半額一ヶ年半、米弗払

受渡期 本年十二月迄、又ハ一ヶ年、何レカ不明

仕向先 北支向トイヒ、満洲・朝鮮・日本トイヒ之亦不明ナルモ、後者ノ方ガ正シイノデナイカト思フ (或ハ双

方全部ヲ含ムカモ知レズ)

交渉経過 当方同様小麦局・政府等ニクレヂットヲ交渉シ居リタルモ、何レモ効果ナカリシ模様ナルガ、三井岡田

支店長ハ去ル十五日、当地粉商ヘンプレヒル同道カンベラニ赴キテ交渉、同日閣議ニテアプルーブセラレタルモノナリトイフ、從テ今日迄ノ処デハ大綱ガ極リタルノミニテ、細目ハコレカラナラントノ事ナリ

大体右ノ通りナル処、当方ノ耳ニ入りタルハ十六日山下汽船米田氏ガ「ドウモ出来タラシイ」トノ話ヲシ呉レタルニ始マル、然ルニ当日メルボルンヨリ白仁所長当地ヘ他ノ用事（秋山総領事ニ今後ノ取引ニ付キ当方ヲ無視スルコトナキ様了解ヲ求ムル為メ）ニテ、十八日出張方打合せアリタリ、而シテ小麦局ノトムソン氏モシドニーニ来ル旨ナリシニ付、白仁ハシドニーニテトムソン氏ト面談ヲ約シテ出発シタルモノナルガ、十八日（月曜）ニハトムソンニ逢ヘズ、十九日朝小生同道面会セル処、白仁ヨリ「出発前御願シタル満洲向小麦粉クレヂツト取引ノ件如何ナリタルヤ」質問セルニ対シ、「又モ三井ニヤラレタヨ」ト冒頭シテ、三井ノ取引内容ヲ話シ呉レタリ（彼ハ北支向トソノ時云ヒタリ、弗払ト照シ合セ当方モ北支向ト思ヒタリ）、而シテ彼ハ小麦局ハ何モ知ラン、政府ガ直接ニ決メタ事ナリ、若シ満洲向ニ同ジ取引ヲヤラントスルナラバ君モ商務大臣カメロンニ面談シタラヨカロウトテ、暗ニ当方ニ同情シ、且ツ政府ノ専斷ニ呆レ且ツ憤慨ノ氣持ヲ示シタリ

早速右ノ旨ヲメルボルン齋藤ニ電話、大臣ニ面談セシメタルガ、自分ハ未ダ聞イテ居ラヌ、此種ノ話ハ小麦局ヘ先ツ持ツテ行ケトノ話ナリ、此ノ話ヲ又トムソン氏ニ翌朝（廿日）シタ処、自分ハ前商務大臣ニシテ現関稅大臣マクリーカヲ聞イタ、昨日ノ話ハ間違ナクカメロンモ知ラヌ筈ハナイトノ事ナリ、早速メルボルンニ電話シタル処、齋藤又モヤカメロンニ面談、聞訊シタルニ矢張り前言ヲ繰返シ居ル、何レモ逢ツテ見レバ白々シイ嘘ヲ云フ筈ハナイ様ナ人達ナルモ、小生トシテハ他ヨリノ話（後述）モアリカメロンガ知ラヌ顔ヲシテ居ルノデナイカト考ヘル

然ルニ昨日ニナリテメルボルンニハブンゲ、ドレイフス両店ヨリ小麦粉ヲ買ヒタイナラ一肌腕ガトノ話アリ、ドレイフスヨリハ更ニシドニー支店長ガ当方ヲ來訪シ、メルボルンニ副支配人（小麦局委員）カメロンガ小麦局會議ニテ來市中ナルガ、会ハヌカトノ事ナリシ故白仁同道面会セリ、カメロンハ三井ガ今回成約シタラシイ、若シ三菱モ同様ノ話ヲ持ツテ居ルナラ協力シヨウ、政府トシテハ三井ガヘンブヒルト協同シテノ提案ヲ承諾シタトスレバ、三菱ガ同一条件ヲ

以テドレイフスト一処ニ申込シテ嫌トイヘタ義理ハナイダラウ、唯自分ノ知ツテ居ル処デハ三井ハ金曜日ニ明確ナル
オツファアヲ持ツテカンベラニ行ツタノデアルカラ、コチラモ同様ニセネバナラス、漠然タル事云ツテハダメ、況ンヤ
コチラカラオツファアヲ貰フコトハ不可能ナリト繰返シ申居リタリ、同人ハ三井ノ商売ハ満洲・朝鮮・日本ヲ含メ北支
デハナイ様ニ聞イタ、併シ政府カラハ何等通知ガナイカラ噂文ケデ確言ハ出来ヌガト云ヒタリ、右ノ次第昨夜白仁名義
ヲ以テ電信申上ゲタル次第ナリ

尚今朝山下汽船米田氏ニ面談セル処、大綱ハ決マリタリトハイフモノノ二点程問題ガ残り居リ、コレハ而モ決シテ簡単
ニ片付ク問題デナイラシイ（minor importance トハイヒ得ヌ）トイフ事ナリ、或ハ閣議承認ニ当リ条件ヲツケラレタ
モノト思フ

以上ハ大体当方ニ於ケル今日迄ノ経緯ナルガ、本件成立セルモノト仮定シテ当方所見ヲ述ブレバ左ノ通りナリ
先ヅクレヂツトノ問題ナルガ、コレガ買付ノ根幹ヲ為スモノニテ、貴方ヨリ重ネ／＼ノ御申越モアリ、第一回三井成約
以來メルボルン共々腐心シ来レルハ御承知ノ通り、然ルニメルボルン白仁所長ガ前商務大臣ニ面会シタ時、「三井ハ実
ニ運ノヨイ店デアツテ、当時（第一回廿万屯ノ話ガ始マツタ頃）当国ハ五百何十万屯モノ收穫ヲ如何センカト青息吐息
ノ処ヘ話ガアツタノデ、遂ヒ信用売ヲ承認スル氣ニナツタガ、今日デハ英国ニモ大量売レタシ、戦争デハアルシクレヂツ
トデ売ラウトハ全然思ツテ居ラス」トノ話アリシ時ヨリ、国策トシテ当方見込ナシト考ヘ居リタル次第ナリ、併シ近キ
将来ニ此ノ様ナ吞氣ナ事ヲ云ツテハ居ラヌ時ガ来ルカモ知レヌ故、油断ハナリ難シトメルボルンハ終始小麦局其他ト
聯絡ヲ怠ラズ、小生モ去ル三月九日、金融総元締ナル聯邦銀行ノ副總裁ニ面談シタル処、「濠洲ハ戦争シテ居ル事ヲ認
識シテ貴ヒ度イ、此ノ金ガ幾何アツテモ足ラス時代ニ長期信用等イフ悠長ナ事ハ国策トシテ不可能ナリト、少クトモ自
分ハ考ヘル」トノ話アリシニ付、前記商務大臣ノ話ト思ヒ合セ、クレヂツト一本槍デハ駄目ニ付、濠洲ノ必要品（軍器・

機械・古船・軍服用綿布等々）トノバータートシ、不足分ヲ短期クレヂットデ支払フ様ナ案ヲ出シテ見度ト考ヲ鍊リ居ル処ハ八日付総領事館經由ノ電信ニテ、貴方「情勢変化シ結局北支・満洲ニテ大量購入ノコトトナルベキニ付、クレヂット獲得方御申越アリタリ、コノ上ハ総理大臣ニ話シテ見ル外ナシト早速会见ヲ申込ミタル処、生憎内閣大改造ノ最中ニテ、月末ニナラネバ会ヘヌトノ話ニテ、当方トシテハ是レ以上如何トモ出来難シト思ヒ居リタリ（尚総理ハ去ル十八日シドニーニ来リタルニ付都合ヲ聞キタルモ、シドニー、イスター、シヨーノ為メニ来タルノデ到底面会出来ヌトノ話ナリキ）

即チクレヂットハ至難トノ当方ノ印象ニテ其旨貴方ニモ申上ゲタルガ、コノ旨ヲ貴方ヨリ当局ニ御伝エアリタリトシテ、ソノ頃三井ヨリクレヂット可能ナリトノ話ガアリタリト仮定センカ、岡田 *Hight* ト思ハル、ハ已ムヲ得ヌコトト存ズ、而シテ当方ノ見ル処デハ右三井ノクレヂット案ガ可能ニシテ、且ツ実現セル唯一ノ理由ハ弗貨デ而モ半額現金トイフ条件ニアリト思フ、弗貨ノ獲得ハ当国ハ素ヨリ英帝国全部ノ国策ニシテ、最近コレガ為メ聯銀ヨリモ通告アリ、コノ件ニ付テハ業務部ヘ電信為替課ニ書面致シタルニ付御了承ノ事ト思フガ、何レニセヨ弗貨獲得ニ血眼ニナツテ居ルトキニ、弗貨デ而モ半額現金トイフコトニナレバ、濠洲側モ乘氣ニナルハ無理カラヌ話ナリ（クレヂットノ方ハ不払トナリテモヨイ位ニ考ヘ居ルナラン）、然ルニ弗貨払ニ付テハ既ニメルボルンヨリ一ヶ月程前ニ御照会シタルニ対シ問題ニナラヌ旨御回答アリ、弗貨払ガ事実トセバ此点誠ニ残念ナリ、当方モ羊毛買付ニ於テ最初（十二月）弗払ヲ要求セラレ、総領事ガ奔走ノ結果漸ク磅ニ変更セシメタル事アリ、コノ際モ弗払ハ絶対拒否スベキ旨指令ヲ受ケ居ル、又コノ事ナクトモ弗ガ日本モ濠洲以上ニ欲シイニ相違ナシト考ヘルハ当然ニテ、当方弗払ト聞イテ啞然トセル次第ナリ（尤モ弗払ナルヤ否ヤハ多少ノ疑問アルモ、各方面ノ情報何レモ之レヲ裏書シ居レリ）

而シテ現在ノ処当方トシテハ仕向地ガ北支ナルヤ満洲ナルヤ或ハ双方ヲ含ムヤニ関心ヲ持チ、若シ満洲向デナイトセバ

同国向ニハ貴方ヨリ相当具體的ナ御要求アリタレバ、早速コレヲ基ニシテ政府ニ交渉ヲ開始致度考ヘ居ル、唯北支向ナラバコン弗貨モ可能ナリシヤモ不知モ滿州国向ニハ弗払ハ不可能ナルニ非ズヤ、此点当方ハンディキャップニナル事ヲ惧レ居ル

第一回小麦成約ノ際ヨリ今後取引ニハンディキャップガ付キ、当方苦境ニ立ツトハ存ジタルガ、第二回モシテヤラレテハ今後ハ絶望ノ様ニモ考ヘラル、モ当方ハ決シテ然ラズ、貴方御援助次第ニテ名声恢復可能ナリト考ヘル、唯今後ノ対策トシテ考フベキコト多々アルト思フガ、何レ後日改メテ申上グル事トシ、本日ハ事情御報告ニ止ムル次第御了承願フ

以上

[7] 小麦小麦粉信用クレヂット取引ニ係ル件 (一九四〇年四月二日) SPI098/10/Box#91

写 メルボルン

昭和十五年四月二日

農産部穀物課長 御中

シドニー支店長 菊地四郎

小麦小麦粉信用クレヂット取引ニ係ル件

本件ニ付テハ三月廿一日付弊信ヲ以テ当方事情不取敢御報告申上ゲ置キタルガ、本日シドニー丸メールヲ利用シ其後ノ模様御報告申上ゲ

白仁事務廿一日メルボルン帰任後モ小麦局ト密接ナル聯絡ヲ取り来レルガ、大臣連ハ廿五日ヨリ一週間シドニーニ集リ閣議ヲモ開キ居リタリ、小生丁度幸ヒト存ジカメロン氏(新商務大臣)ニ会见ヲ申込ミ、去ル土曜日(三月卅日)朝会

談出来タリ、ソノ結果ハ同日電信申上ゲタルガ、会見ノ模様左ノ通りナリ

小生「茲數ヶ月日本ヨリハ小麦・小麦粉ヲクレヂツトニテ買ヒ度ト再三要求アリ、ソノ都度小麦局ヲ煩ハシ、又他方面ニモ交渉セルモ問題ニサレナカッタ、最近ニ至リ日本ヨリハ更ニ具体的ノ提案ヲ持出シタルニ付、又小麦局ニ依頼シ居リタル矢先、他商ガ突然廿万屯ノ買付ニ成功セリトノ報導アリ、当方ガ小麦局ヲ通ジテノ交渉ハ先般貴下ガ当方齊藤ニ御指示相成タル程ニテ常道ト思フニ、他社ガ他ノ道ニヨリ商談ニ成功スルハ怪奇ナリ、将来当方ハ如何ニスレバヨイカ教ヘテ貰ヒ度」

カ氏「他社ガ取引ニ成功シタノデハナイ、商談ハ小麦局トセヨトイフ事ヲ云ツテヤツテアル、コノ店ハ齊藤君ニモ云ツタ通りデアル、君ノ方モ小麦局ヲ通ジテ話シテ貰フベキデアル」

小生「併シ他社ノ提案ガ居ル三月十五日ノ閣議ニカケラレテ承認サレタトイフ小生ノ情報ハ誤ツテ居ラヌト思フガ」

カ氏「閣議ニ於テ信用附デ売ル事ガ承認サレタノハ事実ダ、ソシテ取引条件ハ小麦局ト交渉セヨトイフ事ニナツテ居ルノダ、唯コレハ茲丈ノ話ダガ三井ハ弗デ支払フト云ツテ来タ、日本側デハ弗デ払ヒタイ意向トノコトテ此点驚イタ、無論弗デモ結構ダガ弗ナラバ倫敦ノ四弗〇二ノレートデナケレバナラヌ、又日本側ハ三弗五、六〇ヲ予定シテ居リ、茲ニ難関ガアツテ行惱ンデ居ルト聴ク、併シ当方ハ磅デモ結構ダ、磅ナラバコンナ問題ガナクテ簡單ダト思フカラ磅デ申込マレテハドウカ」

小生「ヨク分ツタ、万二三井ガ廿万屯買ツタ跡デモ同一ノ条件デ廿万屯売ツテ呉レルカ」

カ氏「喜ンデ売ル」

小生「今迄ハ小麦ヲ信用デ売ルコトハ問題ニナラヌトサレテ居タガ、ヒドク變ツタモノデスネ」

カ氏「ソレハ僕ガ大臣ニナツタカラダ、僕ハ小麦人デアル、僕ハ小麦ガ田舎デ鼠ニ喰ハレタリ、腐ツタリスルノヲ傍觀

スルコトハ出来ヌカラ、確實ナ先ナラバ信用デモ喜ンデ売ル、三菱・三井ガ相手デ而モ正金銀行ガ日本政府ノ命ヲ受ケテ支払ヲ保証シテ呉レルノニ、ソノ支払ヲ懸念スルガ如キハ愚ノ骨頂ダ、故ニ前ニモ云ツタ通り、磅デモ結構、半分現金、残りノ半分十二ヶ月、残り十八ヶ月トイフノガ三井ノ条件ダガ、コレデヨケレバ早速小麦局ヘ申込ンデ呉レ給へ」

即チ商務大臣ノ話ニヨレバ、小麦ハ信用デ売ル決心ニテ、当地ノ何人モガ想像シ居リタル如ク、三井ガ弗払デ以テ政府ヲ動かシタトイフハ真実デナイ事ニナル、此点多少疑ナキ能ハザルモ、大臣ノ言ヲ其儘信ズルナラバ、当方ノ小麦局ヘノ話ガ大臣ニ通ジ居ラザリシ事トナル、尤モ三井ノ話ヲ持込ミタルハ恐ラク内閣改造後ノ最初ノ閣議ナルベク、当時ハカメロンノ意向ガ小麦局ニモ分ツテ居ラザリシモノナルベシ

尤モカメロンガクレヂツト売ラスル決心デモ、他ノ閣僚ガ反対スレバダメニナルガ、当方ハ大丈夫ト思フ、前商務大臣・現閣税大臣マックレーモ半分現金ナレバ自分モ賛成ナリト申居リタリ

情勢右ノ如ク、現在ニ於テハ小麦ハ三井ノ岡田氏デナケレバ出来ヌ取引トハ全然見当外レノ議論ナリ、此点当局認識是正方御願致度、同時ニ三井ガ十五日ニ閣議ニ掛ケラレタル提案ヲ出ス迄ニハ相当ノ準備ヲ為シ来レルモノト思フガ、此点ニ係ル貴地又ハ満支ノ事情御報告被下度御願申上ダ 以上

[8] 小麦類長期信用ニ係ル件 (一九四〇年五月二一日) SP1098/10/Box#79

親展 写 業務部長 メルボルン

昭和拾五年五月貳拾壹日

農産部長御中

シドニー支店長 菊地四郎

小麦類長期信用ニ係ル件

小麦粉拾万屯・大麦五万七千屯ノ取引ニ付テハ、穀物課長宛四月二日宛弊信ニテ得貴意置タル処、今後幾多ノ曲折ハアリタルモ、結局又モ三井ノ獲得スル処トナリ、昨年末以来遂ニ式回ニ亘リ吾社ハノックアウトヲ喰ヒタル次第、誠ニ遺憾至極ナリ、小生ハ四月以来羊毛取引ニ関聯シテメルボルン二回、カンベラモ二回出張シ各方面ト聯絡ヲ取ルコトニ努力シ、メルボルン出張所ガ小麦局ヨリ拾万屯ノオツファーヲ貴受ケタル時ノ如キ、或ハ茲ニ成約ノ望ガ持テタルヤニ思ヒタルモ束ノ間ニテ、貴方当局ハ何処迄モ三井ヲ支持スルラシク、今日トナリテハ本取引ノ将来ハ益々困難ヲ加ヘルモノト考ヘザルベカラズ、事茲ニ至ルベキハ昨年末ヨリ予想セラレタルコトニシテ、当方ハ第一回廿万屯ニ付テハ當時既ニ手遅レ故潔ク断念シ、ソノ代リ次回分ヲ是非吾社ノモノニスル様工作方御願シタルコトアリシ程ナルガ、当局ノ三井支持ハ当方予想以上ノモノアリ、第二回モ吾社ヲ寄セ付ケザリシハ誠ニ怨ミテモ余アリ、第二回成約ニ引續キ滿洲向小麦粉五万屯ノ引合アリ、現在末夕出来惱居ルガ、此ノ引合ニ於テモ貴方ヨリノ御照会ニヨリ小麦局ニ折衝セルトキハ、既ニ小麦局ハ三井ヨリノ照会ニ基キ数次ノ折衝ヲ重ネタル後ニテ、小麦局モ当方ノ出足ノ遅キニ飽レ居リタリ、今ニシテ思ヘバ第二回モ同様ニシテ、当時ハ当方ガ三井ノ敏捷サニ一歩ヲ譲リタルヤニ感ジ躍起トナリタルモ、実ハ吾社ノ関知セザル間ニ政府ト三井トハ具体的ノ打合セヲ為シ、之レニ基イテ濠洲側ト折衝ヲ開始シ居リシニ相違ナク、更ニ朝鮮向大麦商談ニ至テハ吾社ハ取引成立ニ至ル迄全然感知セズ、政府ノ三井支持ヲ最モ雄弁ニ物語ルモノナリ、斯ク政府ガ吾社ヲシテ三井ト対等ノ条件ノ下ニ競争サセズ、寧ロ吾社ヲ忌避シ三井ヲ庇フ態度ヲ取ル間ハ、当方ガ如何ニ躍起トナリテ奔走スルモ骨折損トナルハ必常ナリ、今日ニ於テハメルボルン出張所ノ出値ガ間違ヒテ高過ギタトイフガ如キハ末節ノ問題ニシテ、単ニ当局ヲシテ吾社排除ノ口実ヲ与ヘタルニ過ギズ、本取引ノ根本問題ハ当局ガ将来吾社ニモ均等ナ

ル機会ヲ与フル意思アリヤ否ヤノ点ナリト考ヘル

何レニセヨ、吾社ガ三井ニ対シコレ丈ケノ差ヲ付ケラレタル取引ハ過去ニ於テモ其例ナキニ非ルヤ、濠洲小麦・小麦粉ニ於テハ吾社ハ三井ニ比シ決シテ劣ラザル実績ヲ有シ居ル積リニテ、本来ナラバ少クトモ五分五分ノ機会ヲ与ヘラレテ然ルベキニ不拘、三回ニ亘リ全然排除セラレタルハ誠ニ驚クノ外ナク、若シ当方ニ斯ク迄慘酷ナル取扱ヲ受クル理由アリトセバ、忌憚ナク聴カセテ貫度ト存ズル次第ナリ、此ノ理由ヲ根拠トシテ根本的対策ヲ樹立スル必要アリト思フ、併シ今日ニ於テ飜テ考ヘルニ、第一回ノ当時ニ於テこそ三井当地支店長ノ有能ナル点ヲ買ハレタルヤニ評セラレ、当方モ此点ヲ心配シタレトモ、ソレニシテハ吾社ノ打撃ハ余リニモ大ニシテ、之レ丈ケノ理由トハ到底信ジ難ク、小生ハ寧口更ニ広く深キ理由ガ数々存在スルニ非ルヤト考ヘル、即チ

一、先般決定ノ三井物産増資ノ経緯等ヨリ察（概括）三井ハ貿易国策会社ヲ以テ任シ、茲数年来コレガ宣伝ニ専念シ、政府トノ聯絡特ニ密接ヲ加ヘタルニ非ルヤ

一、池田・藤原両氏ノ入閣ハ此ノ点ニ特ニ役立チタルニ非ルヤ

一、支那方面ヘノ進出ニ於テ三井ハ特ニ華々シカリシニ非ルヤ

一、小麦ニ於テハ日清製粉ノ離反ガ吾社ノ地位ヲ著シク弱メタルニ非ルヤ

等ノ諸事由ガ直接間接ニ茲ニ影響シ来レルモノトシ、従テ当方トシテハ今回ノ敗北ヲ以テ単ニ小麦ノミノ特殊ノモノト考ヘズ、寧口反対ニ偶然ニ小麦ニ現ハレタルモノトシ、吾社全体ノ立場ヨリ研究シ対策ヲ講ズル要アルニ非ルヤト考ヘル、右ハ小生ノ単ナル推測ニシテ、若シコレガ全然見当外レニテ失敗ハ小麦取引丈ケノ特殊ノモノ、而モ吾々出発ノ罪ニ帰スベキモノナリトノ事ナラバ問題ハ頗ル簡單ニシテ、貴方対策モ亦容易ナルベシ、飜テ小生推測ニ多少共真実ガ発見セラル、ナラバ、問題ハ穀物課ニ限定スルコトナク、貴部ハ勿論他部ヲモ動員シ、会長・常務御中ヲモ煩ハシテ対策

ヲ御検討被下様御願スル次第ナリ

次ニ当方其後ノ事情就中各方面トノ關係ニ付申述べ度

一、対小麦局關係 当方ハ小麦局ニテハ主トシテトムソン氏ヲ相手ニシテ来レリ、彼ハ總支配人ニシテ、上ニマクファーソンナル人物アレトモ小麦屋ニハ非ズ、實權ガトムソンニアル事ハ何人モ認ムル処ナリ、而シテトムソンハ今日迄モ多少ノ懸引ハ用ヒタルモ（例之、先般拾万屯ノオッフアーヲ当方ニ出シタ際、三井ガ廿万屯欲シガツテ居ルノニ不拘、コレヲ拾万屯ニ減ラシ当方ニ拾万屯オッフアーシ與レタルガ如ク云ヒタルガ、事實ハ日本側デ拾万屯ニ減ラシタラシク、彼ノ懸引ナリシトイフノ外ナシ）、大体ニ於テ当方ニ好意ヲ持チ與レ居ル様ニ思フ、先般三井トノ契約書内容ヲ当方ニ提示シタルガ如キ□此ノ証左ナリ

尤モ彼一人丈ケノ言動ナラズ、当方モ決シテ油断出来ヌト思フモ、小麦局メンバー中ニハ Farmers & Grainers ノハ ンブリンナル男アリテ、何彼ト内部的ニ注意ヲ与ヘ與レ居リ、彼ハ先年日本ヲ訪問セル際白仁所長ニ特ニ厄介ニナリタリト感謝シ、且ツ三菱ノ大会社ナルヲ知り居レバ、彼レノ言動ト併セテトムソンノ言ヲチエツクシ居ルモノナリ

他方三井ト小麦局トノ關係ナルガ、第二回拾万屯ノ取引ニ於テ三井ハシドニーノヘンプヒルヲ使用シ、直接商務省ニ交渉シタルコトニ対シ小麦局ハ尠カラズ反感ヲ持チ、其後本省ニ運動シテ商談ハ全部先ヅ小麦局ニ持チ込ム様ニ取極メタル様子ナリ、尚ヘンプヒルハ商務省ト三井トノ間ノ斡旋役ヲ務メ、仲介料壹分^(?)ヲ小麦局ニ要求シ、小麦局ハ之レヲ拒否シ居ル

ヘンプヒルハ訴訟ヲスルカモ知レズ、訴訟デハヘンプヒルニ歩ガアルコトハ知り乍ラ、小麦局ハ事実上ノ責任ハ商務省ニアリトシテ吞氣ニ構エ居ル

註、右様事情ニ付、当方モ一時ハドレイフスヲ使用センカト考ヘタルモ、小麦局希望セヌニ付見合□居ル^(破損)

加之小麦局側モ、三井ノ再三ノブラフ其他ノ術策ニハ嫌氣ガサシテ居ルラシク、トムソンハ終始コレヲ当方ニ漏ラシ居ル、從テ対小麦局關係デハ三井ニハ決^(強掛)負ケヌ積リナリトイフモノノ、個人的ニハ有利ニ展開シツ、アレトモ、不幸ニシテ今日迄当方ハ一度トテ日本側ノ具体案ヲ小麦局ニ提出セルコトナク、又小麦局ヨリオツファアーヲ實受ケテモカウンターオツファアーノ出タコトナク、小麦局トシテハ好意ヲ持チ乍ラモ、三菱ノ鼎ノ輕重ヲ問ハザルヲ得ザル実状ニアリ(ハンブリンノ如キハ未ダニ三菱ハ日清ト提携^(弱掛)三井ニ優ル勢力ヲ持チ居ルモノト信シテ、三菱弁護ノ立場ヲ採リ居ルモノラシク、今ノ中ニ一度実力ヲ示シ置カネバ危險此上ナシ)、トムソンハ三菱モ内地デモツト機敏ニ立廻ツテ貫ハネバ援助ノ仕甲斐ガナイト繰返シ申居ル次第ニテ心細キ限りナリ

一、対政府關係 政府關係トシテハ、小麦局ノ監督ニ当ル商務大臣カメロン氏、為替ヲ取扱フ大藏大臣スペンダー氏、總理大臣メンヂス氏等ナルガ、首相ニハ小生未ダ面会セルコトナク、商務大臣ニハ最近三回、大藏大臣ニハ一回面談セリ、商相カメロン氏ニ付テハ前便申上ゲタルガ、頗ル明朗ニシテ私心ナドアリソウニナク、国家本位ニテ仕事ヲ処理シ居ル様ニ見受ケラル、從テ三井・三菱ノ間ニ差別ヲツケル様ナコトナク、濠洲ガ処置ニ困リ居ル小麦ヲ買ヒ呉ル、人ハ何レモ濠洲ノ顧客トシテ厚遇セントスル態度歴然タルモノアリ、大藏大臣トノ關係ハ決シテ密接トハ云ヒ難ク、今後首相ト共ニ更ニ緊密化セント心懸居ル、先般小生面談ノ節ハ吾社ノ地位ニ付テモ話ハシタルモ、然ラズトモ三菱ノ如何ナルモノナルカ位ハ相当了解ヲ持チ居ル筈ナリ、何分大藏省トノ關係ハ第二次ニシテ、カメロン氏ノ支持ナクシテハ長期信用ノ問題ヲ大藏省ハ取上ゲル訳ニハ行カズ、カメロンガ支持スル案ニ対シ始メテスペンダーニ話ガ出来ルモノナル処、不幸ニシテ当方ハ今日迄貴方ヨリ具体的提案ヲ受ケタルコトナク、從テスペンダーノ援助ヲ必要トスル処迄話ガ進マザリシ次第ナリ

尚現関税大臣(輸入貿易關係) マクレー氏ハ最近商務大臣ヨリ転ジタル仁ニテ、ソノ跡ニカメロン氏ガ坐リタルモノ

ナルガ、両氏共南濠洲ノ出身ニテ、政党ガ異ル故所謂政敵ナリシナラント考ヘラル、モ、實際ハ非常ナ仲ヨシナリ、マクレー氏ニハ白仁所長モ数度面談シ居リ、小生ハ三月以來三度会见、殊ニ茶・小麦バーター取引以來好感ヲ持チ個人的ニバックシ呉レ居ル、万一ノ場合ハ同氏ノ個人的援助ヲ煩ハスコトモ出来ルト考ヘ居ル

大体上記ノ如キ次第ニテ、対政府関係モ最近大ニ好転シ、大体自信ガ持テル次第ナリ

一、対総領事関係 当地帝国総領事秋山氏トノ関係ニ付テハ、第一回成約當時問題ニナリ、当方モ大ニ苦惱シタル次第ナリ、併シ當時ト雖モ総領事ガ乘出シタルハ本省ノ訓令ニ依リ、且ツ三井支店長モ総領事ノ力ナシテハドウニモナラヌ苦境ニ立チタルトキ始メテ援助ヲ依頼セルニ非ズヤト、今日ニ於テハ推測セラル、次第ナリ、何レニセヨ其當時ニ於テハ肝胆相照ラシ、総領事ハ岡田氏ヲ褒メチギリ居リタルハ事実ナリ、反之当方ハ後カラ来テ兎ヤ角文句不平ヲ云ヒタル故、氣ノ毒トハ思ヒテモ今更ドウニモ出来ヌト突離ス外致方ナカリシガ総領事ノ真情ナルベシ、其後事情ハ大ニ變リ、小生未ダ実見セザレトモ東洋經濟新報ニ岡田氏礼讚ノ記事ガ出テ（中ニハ失笑ヲ禁ジ得ザル如キ出鱈目モアリトイフ）、而モ小麦取引ニ対シ総領事ノ援助功績ニ付テハ何等言及シアラザリシ為メ、之レヲ讀ミタル総領事ハ大ニ憤慨シ商人ノ浅幕サヲ述懐シ居リタリトイフ、其後ノ言動ニモ明カニ三井ノ態度ニ不満ヲ感ジ居ルコト看取セラル、ト同時ニ、当方ニ対シ出来ル丈ケノ援助ヲ惜マヌ旨言明シ、且ツ事アル毎ニ激励ヲ与ヘ居ル、第二回商談當時三井ガ小麦局ニ対シ同社ガ日滿支向取引ヲ全部任サレ居ルモノナル旨ノ電報及手紙ヲ送り、小麦局ヨリハ其真偽ニ付当方ニ照会アリタルコトハ御承知ノ通りナリ、ソノ骨子ハ白仁及齊藤ノ見タル処デハ大体次ノ通りニシテ

Our Company has been solely authorised by the Japanese Government to conduct negotiations for the purchase of Wheat and/or Wheat Flour in Australia to Japan and/or countries under Japanese control.

将来引続イテノコトニモ取レル様ニ胡麻化シアリ、此ノ件ニ付テモ総領事ハ極度ニ憤慨シ、ソノ手紙ノ写ヲ手ニ入レ

ヨト当方ニ迫ラレタルガ、不幸ニシテソノ内容ガ如何様ニモ逃ゲラレル様ニナリ居ル為メ、其ノトリツクヲ認メツ、モ総領事トシテ取り上ゲル訳ニ行カザリシ次第ナリ

如斯三井ノ氣受ハ一向ニ香シカラズ、他方小生ハ勿論メルボルン白仁・斉藤迄モ機會アル毎ニ接觸努メ居レバ、同氏モ衷心ヨリ当方ニ激励ヲ与ヘ居ルト見ラル、唯素々賢明ナ人ナレバ、苟且ニモ依怙臆服アリト見ラル、ガ如キ行動ハ之レヲ避クベク、当地政府ノ為メニ三菱ノ援助ニ出ルガ如キコトハ本省ノ訓令ナシニテハ為サザルベシ、第一回ノ小麦廿万屯及先般大麦ノ買付ニ際シテハ、何レモ本省ノ訓令ニヨリ政府トノ交渉ニ当リタルモノナリ

以上ニテ御了承ノ通り、当方トシテハ大体各方面共順調ナル接觸ヲ続ケ居リ、足ラヌ処モ多々アルモ漸次改善ヲ加ヘル積リニテ、何レニセヨ今日ニ於テハ貴方ヨリ御話ガアレバ如何ナル方面ニモ聯絡ヲ取ル準備ガ出来居ル、從テ三井ニ出来テ当方ニ出来ヌガ如キコトハアリ得ザルニ不拘、大蔵省辺ニテハ未ダニ三井ノ力ヲ過信シ、当方ヲ輕ンジ居ル様ナルハ遺憾ニテ、此ノ先入主ヲ打破スルコトコソ先決問題ナルハ申ス迄モナク、今後共是非此点御尽力被下度

貴方ヨリハ、之レガ為メニハ三井ヨリ有利ナル条件ヲ出スコトヲ必要トスル旨屢御申越アリタルガ、此ノ御要求ノ無理ナルコトハ貴方御自身百モ御承知ノ事ナルベシ、今迄一度モ日本ヨリ根拠アルオツファーヲ貰受ケタルコトモナキ当方ニ対シ、如何ニ当方ニ好意ヲ持テバトテ、小麦局ガ当方ニ三井ヨリモ有利ナル条件ヲ出シ呉ル、筈ハ毛頭ナシ、三井ニハ具体案ヲ提示シ当方ニハ之レヲ為サズ、之レ丈ケノハンディキャップヲ付ケテ置イテ、吾社ガ三井ニ劣ルトイハレルハ誠ニ不公平極マル話ナリ、吾社ハ過去半年足ラズノ間ニ參拾五万七千屯ノ大量取引ヲミススルノ苦汁ヲ嘗メタルガ、右ハ当方ノ不明ニ基クヤ、他ノ理由ニ基クヤハ兎ニ角トシテ、其ノ罪ヲ償ツテ余リアル犠牲ニシテ、最早之レ以上当局ニ痛メ付ケラレル理由ハナイト思フ、次回ハ是非当方ヲ試ス様御工作願度、御成功（破損）切望スル次第ナリ

以上メルボルン分ヲモ併セ当地事情ヲ御参考迄ニ申述べタル積リナリ、多少自己吹聴ニ陥リタルヤノ嫌ナキニ非レト

モ、重ネくノ不運ニ貴我双方御互ノ力ヲ疑フ様ナ氣持ニナリ居ルヤヲ惧レ、敢テ当方ノ自信アル処ヲ披瀝シタル積リナリ、貴方ヨリ見テ足ラヌト思ハル、処アラバ是非御遠慮ナク御聴カセ願度

追而 当地総領事ハ当方ニ対シ、「本取引ハ重要ナル国策ニシテ小麦係員ニ任カセ置クベキニ非ズ、部長ハ勿論最高幹事総出ニテ当局ニ折衝セネバダメナリ」ト繰返シ申居ル、何カノ参考迄ニ申添フ、

[9] [手紙] (一九四〇年五月二十八日) SP1098/10\Box#79

昭和十五年五月二十八日

石渡様 虎皮下

白仁泰

謹啓 愈々御健勝ノ段奉賀候、日夜国事ニ御奔走ノ趣新聞紙上ニ又ラジオ放送ニヨリ拝承、何彼ト御苦勞多キ事ト存ジ居リ候、サテ先般ハ突然電信ヲ以テ甚ダ無躰ナル御願申上候処、早速御聴キ届ニ預リ色々御高配賜り候段、厚ク御礼申上ゲ候

弊三菱商事ノ小麦并ニ小麦粉取引ハ大正ノ中頃旧三菱合資ヨリ分離後間モ無ク開始、爾後濠洲・加奈陀・米国等諸国小麦ノ取引ニ於テ何人ニモ譲ラザル輝シキ歴史ヲ有シ居ルノミナラズ、イラク国トノ国策的パートナー取引ニ於テモ、同国小麦ノ本邦向輸入ニ先鞭ヲ付ケタル次第ニ御座候

右取引開始後昭和八年頃迄ハ本邦輸入小麦ノ過半量ヲ取扱ヒ来リ候処、同年以後ハ農林省ノ内地小麦五割増産計画実施、更ニ昭和十二年為替管理法ノ強化等絶対量ハ漸次減少シ来リ候モ、弊社ハ本品取引ニハ依然重要ナル地位ヲ占メ来

り候、而シテ外国小麦并ニ小麦粉取引ノ内濠洲小麦并ニ小麦粉ノ取引ニハ、羊毛買付并ニ本邦製織物類ノ売込ト共ニ当
メルボルン出張所ノ任務ノ最大ナルモノニ候処、前記ノ本邦為替管理法強化後ハ外国小麦ノ輸入モ極度ノ制限ヲ見テ、
本取引ハ昔日ノ面影全ク落チ、本出張所取引ノ消長ニモ至大ノ影響ヲ及ボス事ト相成申候、然シ之ハ国策ノ然ラシムル
所ニ有之、外国小麦及小麦粉ノ日本乃至滿洲向ケガ全体トシテ制限ヲ受ケ居ル限り、独り弊社ノミ取引シ得ル道理無キ
事ハ当然ノ事ニシテ、何等ノ不平無キハ申ス迄モ無キ義ニ御座候

然ル処一昨年下半年頃ヨリ滿洲・北支等日本ノ治下地域ニ於ケル食糧不足ノ声ヲ聞キ居り候モ、日本政府在外資金ノ関
係上従来ノ普通取引ニテハ直チニ之ガ供給源泉ヲ海外ニ求ムルニ至ラズ、右ニ付小生ハ若シ海外ヨリクレヂツト獲得出
来ルナラバ、日本政府ニ於テモ之ヲ考慮スルカモ知レズ、其ノ場合ハ小生トシテモ本邦食糧政策ニ貢献スルヲ得可ク、
小生ノミナラズ三菱トシテモ本懐ノ事ト存ジ、昨年五月当国民間銀行ニクレヂツト交渉開始、相当有望ノ所迄漕ギ付ケ
候際、天津英仏租界封鎖突発、其ノ影響ニテ交渉中絶ノ止ムナキニ立チ至リ、其ノ後交渉再開ノ機ヲ狙ヒ居り候、一方
三井ハ其後当国政府ニ対シ小麦廿万屯クレヂツト買付ニ就キ折衝開始、三井ヨリヤヤ遅レテ弊社ニ於テモ同様当国政府
ニ交渉開始、互ニ交渉行キ惱ミ居ル際、日本政府ハ総領事秋山理敏氏ニ訓令シ、右小麦買付ハ三井ニ一任シ総領事ハ三
井ニ対シ公然且ツ積極的ナ援助ヲ与ヘ三菱ノ引合ハ全然禁止セラレ候、結果弊社トシテハ全然活動ヲ許サレザル事ト相
成候、弊社トシテハ勿論不満有之候モ、右廿万屯ノ買付ニ限り三井ニ一任ノ事国策トシテ決定ノ上ハ、弊社トシテハ忍
ブ可カラザルヲ忍ビ本件ニ関スル一切ノ活動ヲ中止仕リ候

而シテ三井ハ日本政府ノ代理ト称シテ総領事ノ徹底の援助ノ下ニ右廿万屯契約ニ成功仕り候、然シ乍ラ当方トシテハ三
井ガ右廿万屯口ニ関スル限り、弊社ヨリ出足ヤヤ早カリシト云フ丈ケノ理由ノミニテ、従来ノ取引実績ヲ全ク無視、如
斯巨大ノ取引ヲ三井ノミニ一任スルハ甚ダ不合理ト考へ居リ、従テ次回ノ買付ニハ弊社へ御登注有之事当然ト考へ居リ

候次第ニ御座候、然ルニ本年三月商談開始、小麦粉取引ニ於テモ三井ニ絶対的優先権ヲ与ヘラレ、遂ニ同社ハ北支向小麦粉十万吨、半額現金、1/4一ヶ年、1/4一ヶ年半延払条件ニテ買付契約ヲ爲シ申シ候

茲ニ至リテ小生トシテハ政府ノ御処置如何ニモ不公理不公平、三菱ハ何故ニ斯ル差別的待遇ヲ受ケネバナラヌカ不審ニ堪ヘズ、公私混淆甚ダ恐縮トハ存ジタルモ意ヲ決シ弊電御願ヒシタル次第、不悪御了承賜リ度候

右ニ付東京ヨリノ情報ニヨレバ、日本政府ハ三井ノシドニ一支店長岡田氏ヲ絶対信任、岡田氏デ無ケレバ右ノ如キ大キナ仕事ガ出来ヌ位ニ迄考ヘ居ラル、模様ニテ、今回ノ北支向小麦粉十万吨ヲ三菱ニ任サレザリシ理由モ、三菱ニ出来ヌ事デモ三井ナラ出来ルト云フ偏見ニヨルモノト察セラレ候処、右ハ全ク事実ニ反シ居ル所ニ御座候、即チ濠洲政府ニシテモ小麦局ニシテモ三菱ノ本邦經濟界ニ占ムル地位ヲ認識シ居リ、權謀術策多キ三井トノミ取引スルヨリ三菱トモ取引スル事ヲ望ミ居ル位ニ付、濠洲ニ関スル限り三井岡田氏ガ日本政府ヨリ特別信任ヲ受ケ得ル事情ハ何等無之候、岡田氏ハ確カニ所謂遣手ニハ相異無之候ヘ共、小生モ大正十五年来北米・東京・当地在勤時代ヲ通ジ小麦取引ニ従事シ、此点他ニ劣ラヌ自信ヲ有シ居リ候、先頃来ノ巨額ノ取引ガ成立シタルハ一ツニ日本国家ノ力ガ物ヲ云ヒタルモノ、即チ濠洲ハ日本国家ヲ信用シテ延払契約ヲ認メタルモノニ有之、決シテ個人ノ力ノミニテハ御座無ク候

然ルニ如斯數千万円ニ上ル巨額且ツ国家的取引ヲ、内地ニ於ケル単ナル想像ニテ、三井デナケレバ不可ナル様考ヘラルルハ現地事情ト余リニモ懸ケ離レタル宣伝ノ然ラシムル所カト愚考仕リ候

此ノ巨額ノ取引ヲ三井ノ独占ニ任セ三菱ハ傍觀セネバナラヌト云フ事ハ、三菱トシテハ勿論、小生トシテモ誠ニ堪ヘ難キ苦痛ニ有之、今後政府当局ノ公平ナル御処置ヲ望ミテ已マザル次第ニ御座候、然シ以上申上ゲタル所ハ単ニ小生乃至三菱ノ利益擁護ノミヲ目的トスルモノニハ無之候、即チ政府ニ於カレテハ大藏省ヲ始メトシテ關係諸官庁ガ粒選リノ秀才人材ヲ擁シテ国政処理ニ遺憾無キヲ期セラレ、国民又安ジテ政府ヲ信任シ居ル際、民間海山千年ノ口達者ノ人人ノ為

メ、実務ヲ所管セラル、若キ事務官ガ多少デモ其ノ聡明ヲ覆ハレ判断ノ正鵠ヲ失セラル、ガ如キ事アリテハ甚ダ遺憾ニ候間、敢テ所信申上グル次第、何卒御諒承ニ預リ度候

尚本件ニ関シ更ニ御不審ノ点モ有之候ハバ、何時ニテモ弊社本店高橋農産部長ヲ御呼ヒ出シノ上御下問被下度候 謹言

[10] 小麦類長期クレヂツト買付ノ件 (一九四〇年六月二六日) SP1098/10/Box#79

秘親展 麦第二三四号

写 メルボルン 業務部 京城 新京 北京 天津 青島 上海 シアトル ブエノス

昭和十五年六月二十六日

シドニー支店長 御中 農産部長 高橋五郎

三月廿一日附、四月二日附、五月廿一日附貴信拝誦

昨年ノ濠洲小麦二十万屯ニ引続キ、再度三井ニ満支向小麦粉十万屯、朝鮮向大麦五万七千屯ノクレヂツトニヨル大量取引シテヤラレタル事、御同様誠ニ遺憾至極ナリ

当方ニテハ昨年九月事ノ起リタル当初ヨリ、一回ノ蹉跌ガ益々将来大キナ結果ヲ生ムベキヲ惧レ、当地ニ於ケル善後処置ニ就テハ凡ユル手段ヲ尽シタルモ、公平ニ言ツテ当時貴方及ビメルボルンハ完全ニ三井岡田氏ニシテヤラレテ居ツタモノ故、我社ノ割込ミ自体ガ既ニ相当無理ナ話ニテ、当方苦勞ノ割ニハ我社ノ割当(五万屯)及ビ参加ノ形式ガ期待セル所ト甚ダ程遠キモノトナリシハ致方ナカリシ所ナリ

第一回ノ小麦二十万屯、第二回ノ小麦粉十万屯、大麦五万七千屯三井成約ノ経過ニ就テハ既ニ往復電信及ビ当地側関係

各場所トノ往復電書写ニテ大体御了解ノ事ト存ジ居リタルガ、右貴信ニ依レバ、マダマダ貴方ニテハ当地実情ヲ充分御認識下サレ居ラヌ憾アリ、別ニ貴方ノ責任ヲ問フト云フ意味デハナク、貴方ヨリ忌憚ナキ意見ヲ求メラレタルニ就テハ、腹藏ナク当地実情ヲ開陳シ、今後一層ノ御協力ヲ求メ度存念ニ付、ソノ御積リニテ御読ミ願度

一、前回ノ小麦二十万屯ハ大蔵省為替局ノ野田総務課長ガ中心ニナツテハ居タガ、ソノ他ニ為替局輸入課・商工省・農林省・外務省・企画院・興亜院・対滿事務局等ノ関係官トノ合議デ諸事ヲ決定シ居リシ故、当方トシテハ味方ヲ作ル事モアル程度容易デアツタ

一、然シ前回ノ小麦ノヤリ方ハ各官庁ガ夫々自分デ仕事ヲ取りタガル事トナツテ、結局方針ノ決定ヤ運用ナドガテキバキ行カズ、物ヲ一時モ早ク欲シガル興亜院・滿洲国等デハ痺ヲ切ラス様ナ状態デアツタ

一、今回ノ小麦粉ハ直接滿洲・北支ヘ行ク（輸送ノ関係上定期船積ハ内地積替トハナルモ内地官庁ハ無関係）関係上、商工省・農林省・外務省等ニハ相談セズニ、企画院・興亜院・大蔵省丈ノ打合せニテ専ラ為替局野田課長ガ買付ノ衝ニ当ル事トナリ居リシ為、当方ハ味方ヲ作ル事モ困難ナリシト同時ニ、情報ノ蒐集ニモ不尠困難ヲ感ジタル次第ナリ

一、野田課長ハ

(イ) 二社デ交渉シテハ相手ニツケ込マレテ損ダ、一社ニヨル交渉ガ最モ日本トシテ有利デアリ、又羊毛ニ就テハ代表者一社ノ選定ヲ濠洲側カラ要求シテ来タ例モアリ、濠洲側トシテモ希望スル所ト確信スル（羊毛ハ幸我社ガ代表者トナレリ）

(ロ) 過去ノ実績ハ統制經濟ノ初期ニハ一応之ヲ標準ニシテ割当ヲ極メル事モ已ムヲ得ナイガ、今日ノ如キ状勢トナツテハ能力主義ニ改メ、有利ニ売り、有利ニ買フ者ニ仕事ヲサセルノガ国策ニ合致スルモノト思フトノ至極進歩的ナ考ヘヲ持ち居レリ

(ハ) 特ニ普通ノ現金買デナク、事クレヂツト取得ト云フ微妙ナ交渉ニナレバ、尚更最適任者一社ヲ選ンデ交渉サセル必要ガアル、ソシテクレヂツトハソノ人デナケレバ出来又要素ガ多分ニアルカラ、実績ニヨル按分割当等ハクレヂツト附ノ輸入ニハ運用スベキデナイト考ヘ居ル

(ニ) 小麦二十万屯以来、岡田氏ノ手腕ヲ高ク評価シ、特ニメルボルン出張所ガ当方ヨリノ照会ニ対シ、岡田氏ノ交渉ヲ進メ居リシヲ知ラザリシノミカ之ヲ否定シテ、「三井ハ出来モセヌモノヲ出来タカノ如ク云ツテ内地当局ヲ籠絡セントシ居ルモノナリ」ト云フ電報ヲ寄越シ居リシ顛末迄逐一承知シ居ル丈ニ始末ガ悪ク、野田氏ハ最モ強ク岡田氏ヲ最適任者ト考ヘ居レリ

(ホ) 貴方ニテ offer ガ取レテモ、「三菱デソノ条件ガ取レルナラ岡田ニヤラセレバモツトイ、条件ガ取レルダラウ」トサエ考ヘラレ相ナ状態ナルニ、我社デハ offer ガ取レズ岡田氏ハ次カラ次ヘト offer 又ハソレニ近い具体的条件ヲ取ツテ来テ居ツタノデ、益々岡田氏ノ信用ガ高マリ来リ居リタ

一、尤モ野田氏トテモ依怙臆戻ヲスル氣持ハ毛頭ナク、「三菱カラモ具体的条件サヘ持つテ来レバ何時デモ相談ニ乗ツテ上ゲマス」ト申シ呉レ居リタリ

然シナガラ、ドウモ三井ノ方が具体的ノ条件ヲ持チ込ンデ来ルト見エ、「ドウモアビリチーノ問題デスカネ」ト云フ様ナ述懐メイタ事サヘ申シ居リタ

(註) 三月廿一日附及ビ四月二日附貴信ニヨレバ、貴方ヨリ小麦局ヘノ話ハ政府ノ首脳部ニ一向通ジ居ラザリシ模様ナルガ、三井岡田氏ハ直接メンヂース首相ニ交渉シ、話ガ極ツテカラ小麦局ヘ移牒サレル(或ハ小麦局ノトムン等モ話ノ極ル迄ハ何モ知ランノデハナイカ?) ノデハナイカ、サウトスレバ貴方モ今少シ首相ソノ他政府要人ヘ接触出来ル様ナ特殊ノ工作ヲスル事ガ必要ト思ハレルガ如何

一、貴方ヨリハ、三井ハビツドスルノニ当方ハビツドガ取レヌカラ仕事ガヤレヌト屢々御申越アリタレドモ、日本ノ当局ハ決シテ始メカラビツド等ハ出サヌ

小麦局ガ貴方乃至メルボルンニ対シ、「三井ハビツドシテ来ル」トカ「三井ハ米弗デ支払ヒ度イトテビツドシテ来タ」トカ云フ話ヲシテ居ル事自体ガ小麦局ノ懸引ト思ハレル、貴方乃至メルボルンニ執拗ニセガマレテ言ヒ逃レノ為ニサウ云ツテ居ルモノトシカ考ヘラレヌ次第ナリ

小麦局ハ三井ニモ offer シ三菱ニモ offer シテハ売氣タツプリナル事ガ知レテ不利益ナリトシ、三菱ニ対シテハ、「三井モビツドシテ来ルノダカラ三菱モビツドセヨ」ト逃ゲテ居ルモノト思ハル

第一回ノ小麦二十万屯モ三井ハ offer ヲ握ツテ来タ、第二回ノ小麦粉モ三井ハ二十万屯ノ offer ヲ取ツテ来タ、第一回ノ小麦ニ就テハ offer 条件ヲ更ニ有利ニスベク、第二回ノ小麦粉ニ就テハ資金ノ關係上十萬屯丈引受ケサスベク、野田氏ハ三井ニカウンター・オツプアーサセタ、ソノ意味デハ成ル程三井ハビツドヲ獲得シタニ相違ナキモ、常ニ濠洲側ヨリノ offer カラ出発シテ居ル

一、今回ノ小麦粉十萬屯ニ就テモ、当方ハハ具体的ノ条件ハ入電ナク、ドチラカト云ヘバ「時節柄長期クレヂツトハ見込薄、、、」(三月九日附貴電) ト云フ情報ニ接シ居リシ事トテ、一社ニヨル交渉、而モ三井岡田氏ヲ高ク評価

シ居ル野田課長ガ専ラソノ衝ニ当リ居リシ事トテ、当方ノ抽象的相談ヲ取上ゲテ呉レル筈モナカリシ次第ナリ

一、斯クスル中ニ三月十九日附貴地出張中、メルボルン所長電信ニテ、「三井小麦粉二十萬屯買付ケタ、半額現金米弗払、残り一年乃至一年半延払」ナル情報アリ、当方極力探索ニ努メタルモ既述ノ通りノ事情ニテ、今回ハ野田氏ガ極秘裡ニ取運ビ居リシ仕事トテ、中々真相ヲ探知スル事出来ズ(交渉ノ成行ニ就テハ同氏ハ企画院・興亜院等ヘハ一々詳シイ事ハ通知シ居ラズ、従ツテ他ノ方面ヨリ情報ヲ取ル事ハ全然不可能ナリキ)

一、斯テ貴方ノ交渉ヲ容易ナラシムル為、当方ヨリビツド出シ度キハ山々ナレド、当方ニテハビツド取ル事ハ勿論、三井ノ条件ヲ確メル事モ不可能ナリシ故、割込ノ為ニハ貴方ニテ三井ノ条件ヲ確メ、少クトモ三井ト同条件ニテ offer 獲得願フ外ナカリキ

一、大藏省ガ二社ニ交渉サセテハ不利益ト思ヒ居ルト同様、小麦局モ二社へ並ンデ offer 出スヲ不利益トシ、貴方ニ対シテハ中々 offer ヲ出サズ、漸ク貴方ガ offer ヲ御獲得下サレシハ二週間ヲ経タ四月四日ノ事ナリキ

一、此ノ間三月廿八日附メルボルン電信、「ビツド獲得願フ、若シビツド出来ヌナラバ、当方ニテ三井ト同条件 offer 獲得セバ貴方日本当局ヨリ許可取得出来ル諒解ヲ得タル旨、小麦局トムソン氏ニ話サネバ offer 容易ニ取レヌ」入電アリタルニ付、当方ハ兎モ角 offer 握ツテカラデナケレバ仕事ニナラヌト存ジ、三月三十日附弊電ニテ「三井ト同条件ナラバ許可貰フ了解得タ」ト御返事セリ

一、然ルニ四月四日メルボルンヨリノ offer ハ三井ノ offer ガ北支ヲ含メテノ offer ナリシニ対シ、北支ヲ除外スル条件附、且トムソン氏ノ過失ニテ濠貨一〇磅一五志六片ヲ英貨一〇磅一五志六片トシテ offer 越サレタリ

当方ハ値段ガ余リ高過ギルノデ、「ドウモ高過ギル様ニ思フ」ト自ラ申出デツツ、右貴電写ヲ野田氏ニ呈示シテ考慮ヲ求メ、尚四月十一日附メルボルン電報

「小麦局ヨリ確メタ所ニ依レバ、三井ハ小麦局ニ二十万屯ビツドシタガ、小麦局ハ我社ヲ援助スル為特二十万屯丈シカ受ケナカツタ、右ハ当方従来ノ努力ニ報ヒル為ノ好意ニヨルモノニ付、此ノ十万屯ノ offer ハ是非引受アリ度、之ヲモシ引受ケズバ、将来ノ援助期待シ得ザルニ至ルベシ」

ノ写ヲモ野田氏ニ呈示考慮ヲ求メタリ

一、右ニ就テハ当方ヨリ四月十日附弊電ニテ貴方經由トムソン氏ニ対シ

「貴電謝ス、然シナガラ貴下ノ思ヒ違ヒニテ高値出サレタ事ノ為、当方当局ニ謝シテ面目ヲ失シ、且之迄ノ諒解モ取消サレタ、埋合セノ意味ヲ兼ねテ特ニ白仁ノミヘ offer ヲ出シテ貰ヘヌヤ、若シ右ガ出来ヌナラバ三井・三菱両社ヲ共同買手トシ、両社ガ連帯保証ヲスル事ヲ売手ノ条件トシテ貰ヘヌヤ」

電報シタル為、之幸ト同氏ハ貴方ニ対シテ「有難ガラセ」ヲ云ツタモノナルガ、当時ハ乍遺憾当方モ三井ノ話ガ如何ニ進居リシカガ判明セズ、右貴電ヲ野田氏ニ呈示シタル次第ナリ

一、然ルニ事実ハ、三井ハ最初二十万屯ノ offer ヲ握ツテ來テ、「小麦局ハ若シ數ヲ増シテ三十万屯ニスレバ値段ヲ引クト云ツテ居ル」ト申シ居リシニ対シ、野田氏ハ資金關係モアリ十万屯丈買付方指圖セルモノニテ、小麦局（或ハ岡田氏自身ガ嫌ガツタノカモ知レヌモ）八十万屯丈テハ態々クレヂツトテ売ル甲斐ガナイトテ、嫌ガリ居リシヲヤツト押付ケテ十万屯丈デ我慢サセタ直後ノ事トテ（ソノ時ハ当方ソコ迄ノ事情ハ判ラザリキ）、貴方折角ノ offer モ役ニ立タザリシノミカ、トムソンノ「有難ガラセ」ニヨツテ三菱ハスツカリ相手ニ翻弄サレテ居ルト云フ印象丈与へ、寧口逆効果シカ拳ゲラレザリシ事ハ誠ニ残念ニ存ズル次第ナリ

（註一）小麦局ガ三井トノ交渉ニヨリ、日本政府ガ三井二十万屯丈受ケサセヨウトシ居リシ事情ヲ知ツテ居ツタトスレバ、小麦局トシテモ当方ヨリ「日本当局ノ了解ヲ得タ」ト申シ、後「トムソン氏ノ過失デテ了解ヲ取消サレタ云々」ト逃ゲタ事ニ就テ、オカシク思ヒシ事カト想像スル

此ノ点ハ当方トシテモ深く遺憾ニ存ジ居ル

（註二）貴方ハ当方ヨリ一度モビツドナク、貴方ガ折角 offer シテモ、カウンター offer モセヌ様デハ如何ニ小麦局ガ貴方ニ対シテ好意ヲ持ツテ居ツテ呉レテモ之ハ仕事ガ出来ヌト御申越アリシモ、以上ノ如キ事情ニテ貴方苦心ノ結果得ラレシ offer ハ実ハ三井ノトライシタ offer ノ残滓ニ外ナラズ、全然商機ヲ逸シ居リシモノ故カウ

ンターノ出来又事ハ当然ナリ、此点ハ貴方ノ御申越ノ方が無理ナリ

一、既ニ御承知ノ通り三井買付ノ十万屯（十一万二千米屯）ハソノ後

北支向 七万米屯

滿洲向 四万二千米屯

ニ振向ケル事トナリタ

一、尚当方トシテハ出来ル事ナラバ申上ゲズニ済マセ度ト存ジ、四月十一日簡單ナル電報ヲ差上ゲ置クニ止メ、ソノ後野田氏ヲ宥メルベク色々手ヲ尽シタルモ、却々思フ様ニハ釈然トシテ呉レズ、貴方トシテハ最近特ニ当方ノ大蔵省ニ対スル接触ガ不充分ナノデハナイカト云フ御不審ナドモアランカト存ジ、率直ニ有ノ儘ノ事情ヲ御知ラセシテ御了解ヲ得置度、乍不本意茲ニ申上グル次第ナルモ、小麦粉十万屯引合ニ関シ、四月五日某政府大官へ「三菱モ三井ト同ジ条件デ offer ヲ取ツテ居ルノニ、野田氏ガ三菱ノ offer ヲ取上ゲテ呉レヌ、何トカ援助ヲ頼ム」トノ電報ノ来タ事ハ、生憎小生ガ同氏ニ面会スル前ニ、同氏ヨリ中村為替局長へ電話ニテ其儘事情ヲ照会サレテシマツタ為、甚ダシク野田氏ノ憤懣ヲ招キ、右入電ノアリシ時ハ偶々トムソンノ誤リニテ貴方 offer ハ法外ノ高値ナリシ事トテ、野田氏ハ三井最賎デナイ事ノ弁解ノ為ニモ凡ユル関係ノ人達へ、「三菱ノ条件ハ明白ニ三井ヨリモ悪い事、及ビ具体的条件ハ三井ノ話ガ纏ツテシマフ迄三菱デハ全然取レズ、今更問題ニナラヌ事」等吹聴サレル事トナツタ丈ニ、トムソンノ過失ハ如何ニモ大キナ迷惑トナリ、又貴方折角ノ電報ガ貴方ノ企画サレシ所トハ凡ソ思ヒモヨラヌマイナスノ結果ヲ招来シタル事ハ、当方トシテモ貴方ノ意ノアリシ所ガ了解出来ル丈ニ一層遺憾ニ存ジ居ル次第ナリ

野田氏モ表面ニ出ス事ハ極力自省シ居ルモ、ソノ事アツテヨリハ、余計ニ事濠洲小麦・小麦粉ノ話トナルト好意的ニハ相談ニ乗ツテ呉レヌ様ニナリ、当方ニテモ局面打開ニ苦慮シ居ル次第ナリ

一、貴方トシテハ、「濠洲側ニ関スル限り、最近デハ政府ソノ他トノ関係ハ三井ニ優ルトモ劣ラヌ様ニナツタ事ノ自信ガ出来タ」趣、当方トシテハ一応心強クハ存ズルモ、之ヲ事実ノ上ニ証明シ、ドンドン有利ナ条件ヲ御取り下サラヌ限りハ日本側当局（特ニ大蔵省）ノ「岡田最適任」ノ信念ヲ動かカス事ハ殆ンド不可能ノ状態トナリ居ルニ付、此点ハ呉々モ御含置被下度

一、為替局総務課ハ資金計画・クレヂツト等ノ重要事務ノ外ニ支那・滿洲等外地ノ資金関係ノ事務ヲ管掌シ居リ、差向キ小麦・小麦粉等専ラ支那・滿洲向ニ限ラレ居ル商品（一旦内地ヘ輸入スル事アリトモ、ソレハ結局内地經由滿支ヘ輸入サルルモノナリ）ニ就テハクレヂツト附ナルト否トヲ問ハズ、野田総務課長ノ世話ニナラネバ仕事ガ出来ヌ事情下ニアリ

既ニ詳述セル通り同氏ハ公平ニ見テ岡田氏ノ能力ガ優ル故、少クトモ濠洲ノ農産品買付ニ関スル限りハ岡田氏ニヤラセルノガ国家的ニ見テモ最善ト思ヒ込ミ居リシ所ヘ感情問題迄入ツテ来タ事トテ、貴方御申越ノ如ク、我社ノ過去ノ実績トカ、濠洲政府トノ関係ニ就テハ自信ガ出来タトカ、能力ヲ総領事ハ認メテ居ルトカ、如何ニ言ツテ見テモ「事実上差違ガアル以上ハ止ムヲ得ナイデハナイカ」ト問題ニシテ呉レヌ状態ニ付、兎ニ角貴方ニテ *offer* ヲ取ツテ下サル事ガ何ヨリモ大事ナリ

当方ヨリピツドスル事ハ元々困難ナ事ナルニ、右ノ如キ事情故、野田氏ガ買ハセル小麦・小麦粉（興亜院・滿洲国等ガ自分ノ資金デ自分デ勝手ニ買フ場合ハ我社ヲモ利用シ呉レル事ハ先々疑ナシ、滿洲国・興亜院及ビ企画院・農林・商工・外務省等ノ各官庁デハ相当三菱ノ立場ニ同情シ呉レ居レリ）ノ仕事ハ、尚將來我社ニ取ツテハ荆棘ノ道ト覚悟セザルベカラズ（滿洲・北支ノ小麦・小麦粉輸入資金ヲ内地ガ負担スル事ヲ決定スルノハ閣議ノ事項デモ、具体的ニ誰ニドウヤラセルカハ野田氏ガソノ衝ニ當ツテ居ル）

一、朝鮮向大麦ハ「朝鮮旱害対策」ノ為ニ輸入セラレシモノナリ

「朝鮮旱害対策委員会」ハ総督府・三井・豊国製粉ニヨツテ組織サレ、三菱京城支店ハ入ツテ居ラヌ

三井ノ独占ヲカムフラージスル為ニ豊国製粉ヲ入レテ居ルモ、事実ハ三井ノ独占ナリ

シアトル支店ヨリノ入電ニテ、三井ガカナダ大麦ヲ大量引合中トノ情報アリシ故、「臭イ」ト思ヒ直ニ京城ヘ電報セ
ルモ、ソレラシイ気配ナシトノ返事ニ接シタリ

ソノ後二十日程シテ貴方ヨリ三井ガ濠洲大麦五万七千屯成約セシ旨ノ情報ニ接シタリ

右ハ委員会ニ於ケル三井ノ御手盛故、我社トシテハ如何トモ出来ザリシモノナリ

「旱害対策委員会」ハ元來濠洲ノ粟ノ朝鮮向輸入ノ為ニ組織サレタルモノナリ、我社ハ不況時代ニ商品整理デ粟ノ取
扱ヲ中止セル為実績ガナク、ソノ為委員会ニ加入スル事ヲ得ザリシモノナリ

ソノ後委員会ハ粟以外ノ雜穀全般ヲ取扱フ事トナツテ来タ為、京城支店ニテハ之ニ参加ノ必要ヲ痛感シ、盛ニ運動シ
居リシモノナルガ、成功ヲ見ザル間ニ此ノ事起リシ次第ニテ誠ニ残念ト云フノ外ナシ

尚現在京城ニテハ引続キ運動中ナリ

一、以上当方トシテハ求メラルル儘ニ率直ニ当地事情ヲ申述ベタル次第ニテ、貴方トシテハ或ハ御迷惑ニ感ゼラルル様
ナ個所モアルカト存ズルモ、当方トシテハ貴我相協力シテ将来ニ対シ、如何ニシテ打開ノ道ヲ講ズベキヤヲ御協議申
上ゲンガ為ニ、忌憚ナキ実情及ビ所見ヲ申上ゲシ次第ニ付、此ノ点ハ呉々モ誤解ナキ様御諒承被下度

一、貴方ヨリ小麦局メンバーハ三井ガヘンブヒルト提携シテ小麦粉クレヂツトノ話ヲ運ビシヲ不快ニ思ヒ、寧ロ三菱ニ
好感ヲ懷キ居ルト云フ様ナ事申シ居ラレシモ、小麦局メンバーノ大部分ハプール・小麦商社等ノ代表者故、帰スル
所ヘンブヒルトハ競争的立場ニアリシ人々ナレバ、多少共ヘンブヒルヲ嫉視スルハ当然ナリトモ考ヘラルルガ実情如

何

又貴方ヨリノ情報ニヨレバ、三井ハ首相ソノ他ノ要人ニ直接交渉シ居ル様子ナルガ、ソレニハ岡田氏ハ前回ノ小麦ニ就テ御馴染ニナツテ居ルトハ云フモノノ、尚民間ノ有力者（当方デハ今尚ダーリング氏が裏面デ色々岡田氏ヲ援助シ居ルモノト想像シ居ルガ如何）ノ世話ニナリ居ルモノト思フガ如何、御如才モナキ事ナガラ表面カラノ折衝丈デナク種々多角的ニ御工作願度

一、満洲ハ小麦ハ蒔付時ノ雨不足ニテ段別減少、ソノ代リニ蕎麦ノ段別ガ増加セリト云フ

北支ハ小麦ソノ他農産物ハ昨年ニ比シニ／＼割増収見込トハ称セラレ居ルモ、政策的宣伝モ多少ハ加味サレ居ルヤモ知レズ、又所謂匪賊地区ヨリ占領地区ヘノ出廻ガドノ程度カト云フ事ハ全然予測出来ヌ状態ナリ

興亜院・満洲国等ノ当局ノ意見ヲ総合スルニ、結局濠洲新穀ノ出廻ル頃、即チ濠洲側ガ最モ古小麦ノ処分ト新麥ノ受入レニ困ル頃ヲ見計ツテ、精々有利ナ条件ヲトリ北支・満洲ノ端境（旧正以後）ノ小麦粉手当（小麦ヲ買フカモ知レヌ）ヲスル事トナル可能性極メテ濃厚ニ付、御含ノ上宜敷御計画願度

大蔵省ハクレヂツトノ方ガバーターヨリモ有利ト現在考ヘ居ルモ、予想外ノ輸出不振ニ直面セババーターデ買フ事モ或ハ可能性ガ出テ来ルカトモ考ヘラルルニ付、之亦併セテ御含置乞フ

一、最後ニ北支・満洲共限ラレタ資金デ買フ關係上、出来ル丈安イ物ヲ多量ニ買ヒ度キ希望アルニ付、御含ノ上ストレートノ所謂「エクスポート・フラワー」デナク一等粉・二等粉ヲ分ケテ挽カセ、一等粉ヲ濠洲国内消費ニ振向ケサセ、二等品丈ヲ安値デ買フ事出来レバ、関係当局ヲ喜バス事必定ナリ

三井ハ小麦粉二十万屯ヲ引合ヒシ際ニ、「外貨節約ノ為ニ二等粉ヲ買フ事ヲ交渉シテ見タガ、濠洲側デハ二等粉ヲ作ル事ハ穀ノ品質ヲ低下サス事ニナル、所ガ濠洲デハ穀ハ飼料トシテ大事ナモノ故、穀ノ品質低下ハ及ボス影響ガ大キ

イカラ困ルトテ引受ケヌ」旨申居リシ趣ナリ、此ノ儀四月十日附弊電ニテ御通知済ナルモ重ネテ申上グ

一、局面打開ニ就テハ、貴方ニテハ恐ラク当方以上ニ御腐心被下居ル事ト深ク御同情申上ルト共ニ、今後共一層ノ御健闘御協力ヲ切望シテ歇マヌ次第ナリ 以上

追テ本文中「貴方」ナル用語ハ狭義ノ貴方ノ意味ノ外、時トシテメルボルンヲ指シ、又貴方・メルボルンノ両方ヲ指ス事モアルニ付、宜敷御判読被下度